

史跡仙台城跡整備基本計画

中間案(素案)

令和 2 年(2020)10 月

仙台市教育委員会

例 言

- 1 本書は、宮城県仙台市に所在する国指定史跡仙台城跡の整備基本計画である。
- 2 この整備基本計画は、仙台市教育委員会が主体となり作成した。
- 3 事業に関わる事務は、仙台市教育局生涯学習部文化財課が担当した。
- 4 城内の曲輪等の名称は、『仙台市史特別編7 城館』（2006 仙台市史編さん委員会編）を参考とし、基本的に『史跡仙台城跡保存活用計画』と同じものを使用する。
ただし、現在「三の丸」と呼称されている曲輪については、幕府提出用に天和2年(1682)に作成された「奥州仙台城并城下絵図」をはじめ、城絵図においては「東丸」との呼称が一般的であることから、本計画では「東丸」とする。ただし、現在は「三の丸」の呼称がサイン等においても使用されていることから「東丸（三の丸）」とする。

整備基本計画 目次

第1章	計画策定の経緯と目的	
1-1	計画策定の経緯	1
1-2	計画の目的	1
1-3	計画の対象範囲と計画期間	2
1-4	計画の構成	3
1-5	委員会の設置	4
1-6	関連計画との関係	6
第2章	計画地の環境	
2-1	自然的環境	11
2-2	歴史的環境	17
2-3	社会的環境	24
第3章	仙台城跡の概要	
3-1	史跡指定の状況	35
3-2	これまでの調査成果	40
第4章	仙台城跡の本質的価値	42
第5章	仙台城跡および広域関連整備の現状と課題	
5-1	仙台城跡の現状と課題	45
5-2	広域関連整備の現状と課題	46
第6章	コンセプトと基本理念・基本方針	
6-1	コンセプト	47
6-2	基本理念	47
6-3	基本方針	48
第7章	整備基本計画	
7-1	全体計画および地区区分計画	51
7-2	遺構保存・修復に関する計画	61
7-3	調査等に関する計画	64
7-4	修景に関する計画	65
7-5	遺構表現に関する計画	70
7-6	動線計画	72
7-7	案内・解説施設に関する計画	78
7-8	便益施設に関する計画	83
7-9	地形造成に関する計画	84
7-10	公開・活用に関する計画	86
7-11	管理・運営に関する計画	91
第8章	事業計画	
8-1	事業概要	91
8-2	事業計画期間で実施する整備	92
8-3	事業スケジュール	98

参考資料

第1章 計画策定の経緯と目的

1-1 計画策定の経緯

仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方、青葉区川内及び荒巻字青葉に位置する近世城郭跡です。城郭の主要な範囲として史跡指定を目指す約103haのうち、本丸跡の一部や三の丸（東丸）跡などの範囲約66haが平成15年（2003）8月27日付で史跡指定されました。その後、平成22年（2010）2月22日、平成24年（2012）9月19日付追加指定により、史跡指定面積は令和2年（2020）度末現在、約70.3ha（703,644.72㎡）となっています。

仙台市は、史跡仙台城跡の保存管理と整備の基本方針として、平成16年（2004）3月に「仙台城跡整備基本構想」、平成17年（2005）3月に「仙台城跡整備基本計画」を策定し、その後計画に基づき調査及び整備に努めてきました。しかし、これら整備基本構想及び整備基本計画の策定から10年以上が経過し、東日本大震災の発生と復旧、地下鉄東西線の開通など、本市における社会情勢等が大きく変化しました。また、平成27年（2015）3月に文化庁から「史跡等・文化的景観マネジメント支援事業報告書」が出され、個別の史跡等の性質・状況に応じて、保存活用事業を適切に実施するため、保存管理のみならず、広く活用・整備等を視野に入れた保存活用計画策定の必要性が示されました。こうした状況の中で、史跡仙台城跡の本質的価値を確認し、現状の課題を踏まえて、史跡の望ましい将来像を描き出し、その実現に向けた基本方針を明示するため、平成31年（2019）1月に「史跡仙台城跡保存活用計画」を策定しました。なお、平成31年（2019）4月1日には、文化財の保存と活用の計画的促進を目的として、文化財保護法の一部改正が施行されました。

こうした経緯を踏まえ、保存活用計画で示した方針に基づき、史跡仙台城跡の整備及び活用の推進を図るため、平成17年（2005）3月策定の「仙台城跡整備基本計画」を見直し、新たに「史跡仙台城跡整備基本計画」（以下、「本計画」とする。）を策定することとなりました。

1-2 計画の目的

本計画は、「史跡仙台城跡保存活用計画」に基づき、『「仙台」発祥の地 仙台城跡を より城郭らしく 市民が誇りを持てる場所へ ～新たな杜の都にふさわしい歴史的眺望“政宗ビュー”の実現』をコンセプトに、仙台城跡が本来持っている本質的価値を顕在化し、理想とする仙台城跡の姿を実現するため、整備の具体的な方針や方法を明示することを目的とします。

仙台市では、令和3年度より始まる新しい総合計画において「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」をこれからのまちづくりの方向性として定め、仙台らしさが輝き、世界に誇れる「新たな杜の都」をつくることを目標としています。ここでは、本市が目指す都市の姿として「杜の恵みと共に暮らすまちへ」「多様性が社会を動かす共生のまちへ」「学びと実践の機会があふれるまちへ」「創造性と可能性が開くまちへ」の4つが掲げられています。

仙台城跡では、本市の都市個性を象徴する場所として、史跡整備を計画的に進め、歴史と趣を感じる城郭らしい景観と来訪者が学びを楽しむことのできる環境を実現し、「新たな杜の都」のまちづくりに資することを目指します。

(1) 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、原則として仙台城跡の史跡指定地内とします。ただし、必要に応じて、指定地周辺も計画の対象範囲としていくことを検討します。



図 1-1 計画対象範囲

(2) 計画期間

本計画では、史跡仙台城跡保存活用計画に基づく令和20年（2038）度までのおおむね18年間を対象期間をとし、この期間における整備目標を策定するものとします。なお、令和3年（2021）度から令和12年（2030）度の10年間に、優先的に実施する整備内容については、第8章（p.90）の事業計画で示します。

令和13(2031)年度以降の事業計画については、整備の進捗状況や社会情勢等の変化を考慮し、事業計画期間の後期（令和8～12年＜2026～2030＞）に検討します。

1-4 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

第1章 計画策定の経緯と目的 (P. 1-10)	
計画策定の経緯と計画目的、計画期間、計画の構成等について記載	
第2章 計画地の環境 (P. 11-34)	
仙台城跡にかかる自然的・歴史的・社会的環境について記載	
第3章 仙台城跡の概要 (P. 35-41)	
史跡指定の状況と各種調査成果について記載	
第4章 仙台城跡の本質的価値 (P. 42-44)	
仙台城跡の特質を表す本質的価値を「歴史」「文化」「地域」の観点から5つに整理	
第5章 仙台城跡および広域関連整備の現状と課題 (P. 45-46)	
史跡仙台城跡および関連歴史資産にかかる現状と課題を、保存と活用の観点に分けて記載	
第6章 コンセプトと基本理念・基本方針 (P. 47-50)	
本計画のコンセプトと、「保存・継承」「安全・学び」「地域活性化・観光」をテーマとした3つの基本理念および、それに基づく基本方針について記載	
第7章 整備基本計画 (P. 51-91)	
7-1 全体計画および地区区分計画	全体計画では、整備全体の考え方や整備の基準となる時期について記載し、地区区分計画では6つの整備ゾーンと14の整備区域毎に現状と課題、対応方針を記載
7-2 遺構保存・修復に関する計画	遺構保存と修復の手法について記載
7-3 調査等に関する計画	史跡の整備に向けて必要となる各種調査について記載
7-4 修景に関する計画	植生を含む史跡の景観を構成する要素について整備方針を記載
7-5 遺構表現に関する計画	遺構表現の手法を記載し、手法毎に対象となり得る遺構を整理
7-6 動線計画	現状の動線について現状と課題を整理した上で、整備方針に基づく新たな動線案(モデルコース)を記載
7-7 案内・解説施設に関する計画	ガイダンス施設と、既設のものを含めたサイン施設の整備方針について記載
7-8 便益施設に関する計画	史跡内の休憩施設、トイレ、照明等の便益施設について記載
7-9 地形造成に関する計画	史跡内における自然地形の保存と、往時の地形復元にかかる整備方針を記載
7-10 公開・活用に関する計画	史跡の公開と活用の方針および関連歴史資産との連携について記載
7-11 管理・運営に関する計画	史跡の管理・運営についての方針や、体制について記載
第8章 事業計画 (P. 92-98)	
10年間の計画期間内に実施する整備事業について記載 【前期】R3～7年度 【後期】R8～12年度	

(1) 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、「仙台城跡保存活用計画等検討委員会」（委員9名）を設置し、検討を行いました。

- (委員会名簿) 委員長 北野 博司 (東北芸術工科大学教授)
 副委員長 菊池 慶子 (東北学院大学教授)
 委員 稲葉 雅子 (株式会社たびむすび代表取締役)
 小齋 憲博 (NPO法人仙台城ガイドボランティア会理事長)
 今野 薫 (仙台商工会議所専務理事)
 庄司 弘美 (仙台市社会学級研究会会長)
 馬場たまき (尚絅学院大学准教授)
 藤澤 敦 (東北大学教授)
 山田 淳 (株式会社河北新報社事業局次長兼事業スポーツ事業部長
 兼文化事業部長)
- (オブザーバー) 宮城県教育庁文化財課 関口 重樹
 齋藤 和機

(事務局)

平成30年度	教育長	佐々木 洋	生涯学習部長	佐藤ゆうこ
	副教育長	加藤 邦治	文化財課長	長島 栄一
	次長	佐藤 正幸	仙台城史跡調査室長	渡部 紀
平成31年度および				
令和元年度	教育長	佐々木 洋	生涯学習部長	佐藤ゆうこ
	副教育長	金子 雅	文化財課長	長島 栄一
	次長	本木 一昭	仙台城史跡調査室長	鈴木 隆
令和2年度	教育長	佐々木 洋	生涯学習部長	筒井 幸子
	副教育長	金子 雅	文化財課長	長島 栄一
	次長	本木 一昭	仙台城史跡調査室長	鈴木 隆

(2) 委員会の経過

- 第7回 平成31年3月14日(木) 仙台市役所上杉分庁舎 教育局第1会議室
 ・整備基本計画の構成と検討の進め方について
 ・基本理念と基本方針、全体計画及び地区区分計画について
- 第8回 令和元年6月6日(木) 仙台市役所上杉分庁舎 教育局第1会議室
 ・整備基本計画の検討
- 第9回 令和元年10月31日(木) 仙台市役所上杉分庁舎 教育局第1会議室
 ・今後の策定スケジュールおよび検討内容について ・仙台城跡の本質的価値について
 ・整備の課題および考え方について

第10回 令和2年1月20日（月）仙台市役所上杉分庁舎 教育局第1会議室

- ・仙台城跡の本質的価値について

第11回 中止

令和2年3月の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和2年7月22日に委員への資料送付のみおこなった。

- ・令和元年度検討委員会の意見と現時点での考え方
- ・整備基本計画 構成案
- ・整備基本計画 本文案

第12回 令和2年8月6日（木）

- ・第11回委員会送付資料の意見聴取
- ・整備基本計画 本文案

場所・日付は、情報が確定次第追加

第13回 令和2年10月28日（水）

- ・整備基本計画中間案(素案)の検討

第14回 令和2年●月●日（●）

- ・パブリックコメントの結果と対応 ※パブリックコメント実施予定日(令和2年11月25日～12月25日)
- ・全体の確認

※本計画の審議は、委員会の開催回数が「史跡仙台城跡保存活用計画」策定より引き続きとなっています。

(3) 文化庁の指導

令和元年7月17日に、文化庁文化資源活用課 整備部門 五島昌也調査官の指導を受けました。

令和2年10月に、文化庁文化資源活用課 整備部門 市原富士夫調査官の指導を受けました。

(4) 教育委員会の議決

令和3年●月●日に開催された定例教育委員会において、計画が議決されました。

上位計画としては、「仙台市総合計画2020」（平成23年3月）があり、教育行政上での上位計画としては、「教育の振興に関する施策の大綱」（平成27年12月）、「第2期仙台市教育振興基本計画《2017 - 2021》」（平成29年3月）があげられます。

関連計画については次のものがあります。史跡の保存及び活用にかかる個別計画として「史跡仙台北城跡保存活用計画」（平成31年1月）があります。環境・景観に関する計画として、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020 [改訂版]」（平成28年3月）、「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月）、「仙台市みどりの基本計画」（平成24年7月）があります。まちづくりに関しては、市域全体として「仙台市都市計画マスタープランー都市計画に関する基本的な方針ー」（平成24年3月）があり、地下鉄東西線の駅ごとの計画として、「東西線沿線まちづくりの基本方針」（平成25年7月）があります。史跡指定範囲は都市公園である青葉山公園と一部が重複しており、公園整備計画として「青葉山公園整備基本計画」（平成25年3月）、「青葉山公園（仮称）公園センター基本計画」（平成29年4月）があります。

各計画のうち、主に史跡仙台北城跡と関わる部分を以下にまとめます。

（1）上位計画

①仙台市総合計画2020（平成23年3月）

基本構想においては、まちづくりの理念として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』」をめざす、としています。この理念のもと、「未来を育み創造する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」という4つの都市像を掲げその実現を目指すとしています。

基本計画においては都市像の実現を牽引する4つの重点施策を掲げており、そのひとつに「学びを多彩な活力につなげる都市づくり」があります。施策の方向性のなかに「学びを楽しむミュージアム都市の推進」があり、「仙台の多彩な資源や施設、イベント、人材などが有機的につながり、まち全体が一つのミュージアムとなって、市民や訪れた人が学びを楽しみ豊かな時間を過ごすことができる「ミュージアム都市」づくりを市民協働で推進し、多様な活力を創造します。」と示しています。

基本的施策において、「仙台北城跡について、市民や観光客が親しみ学ぶことができるよう、歴史的・文化的空間としての整備を進めます。」としています。

※なお、総合計画は新たな計画を作成中であり、令和3年に改定予定です。ここでは、令和2年8月に公開された中間案の概要を示します。

まず、「新たな杜の都に向けて」では「まちづくりの理念」として、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」を掲げ、「目指す都市の姿」として、「杜の恵みと共に暮らすまちへ」「多様性が社会を動かす共生のまちへ」「学びと実践の機会があふれるまちへ」「創造性と可能性が開くまちへ」の4つを掲げています。そして、4つの目指す都市の姿の実現に向け、8つの「チャレンジプロジェクト」を掲げています。

取り組む施策の一覧の中で、「歴史と趣を感じる景観をつくる」があり、「【歴史資産】仙台北城跡、陸奥国分寺跡・国分尼寺跡などの文化財の保存及び活用を進める」としています。同じく、「学びを楽しむ環境を整備する」があり、「【伊達文化※】仙台北城跡について、市民や観光客が楽しみながら学べる空間としての活用を図るなど、日本遺産である「伊達」な文化を感じる環境づくりを進めます。」としています。

②教育の振興に関する施策の大綱（平成27年12月）

本市の教育施策の基本方針を定めたものであり、そのうちの一つに、「市民の継続的な学びの創出と市民力の育成」という方針があります。その方針の中で、「仙台には、様々な教育施設をはじめ、豊かな自然や歴史など多くの学びの場や資源があります。これらをフルに活用しながら社会教育の充実、活性化を図るため、市民一人ひとりのライフステージに応じた学びとネットワークづくりを支援し、すべての市民が生涯を通じて社会を生き抜く力を身に付ける学びを支えていきます。」としています。

※なお、下記の教育振興基本計画と一体的に見直しを行い、新たな指針として「（仮称）仙台市教育プラン」を作成中であり、令和3年3月までに策定予定です。

③第2期教育振興基本計画《2017－2021》（平成29年1月）

本市の教育の姿である「人がまちをつくり、まちが人を育む『学びのまち・仙台』」の実現に向け、仙台ならではの特色ある施策を「仙台カラー」と位置付け推進していくこととしています。そのうちの一つに「伊達な歴史・伝統文化による魅力発信プロジェクト」として「仙台藩祖伊達政宗公によって育まれた独自の伝統文化やその歴史の効果的な発信・活用を進め、地域の活性化を図ります。」「政宗が育んだ“伊達”な文化」の魅力を発信します。日本遺産に認定された「政宗が育んだ“伊達”な文化」を効果的に活用した事業を展開し、その魅力を発信します。」「市民や観光客が親しみ楽しめる仙台北城跡の活用を進めます。仙台北城跡の調査・活用を進め、市民や子どもたちが仙台の歴史に親しみ学び、観光客がより一層楽しめる機会を創出します。」などを掲げています。

（2）史跡仙台北城跡保存活用計画（平成31年1月）

保存活用計画では、9つの望ましい将来像を大綱として示し、これらの実現に向けて、保存・活用・整備の基本方針を定めています。

保存の基本方針では、史跡の本質的価値や史跡指定地と重複する天然記念物の保全を図ること、保存のための調査研究を行うこと、現状変更に関する方針を適切に運営すること、車両通行と遺構保護・活用の両立を図る対策を検討すること、史跡追加指定を目指す範囲の確実な保存と指定同意の働きかけを継続することを示しています。

活用の基本方針では、仙台北城跡の遺構や発掘調査成果の積極的な公開に努めること、仙台北城跡の価値を分かりやすく伝えるための環境整備をすること、仙台の歴史を学ぶ機会を創出すること、仙台北城跡を観光資源として活かし、地域のまちづくりにつなげられるよう検討すること、日本遺産の構成文化財や市内のほかの文化財と一体となった活用を図ること、史跡指定地と重複する天然記念物について、東北大学植物園と連携・調整をして活用を図ることを示しています。

整備の基本方針では、保存と活用のために、計画的に整備事業を実施すること、「仙台北城跡整備基本計画」を見直し、計画の実施にあたっては、その進捗状況を定期的に検証すること、整備事業の計画立案にあたっては、調査成果を十分に検討し、史跡の価値の正しい理解につながるよう示しています。

（3）環境・景観に関する計画

①杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011－2020〔改訂版〕（平成28年3月）

本市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向性を定めるものです。「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台」を環境都市像としています。分野別の環境都市像の一つに「快適環境都市 仙台」をあげ、「景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める」としています。

※なお、杜の都環境プランは改定に向けた検討を進めています。

②仙台市「杜の都」景観計画（平成21年3月、平成25年6月一部変更）

本市の景観形成の基本テーマを「杜の都の「風土を育む風格ある景観づくり」として、市全体を景観計画区域としており、その内部をゾーン分けしています。また、旧城下を計画重点地域としており、その内部をゾーン分けしています。

景観計画区域では、本丸跡は「行楽地ゾーン」に区分され、「仙台を代表する仙台城跡から、水平線や丘陵地の稜線への眺望を保全する。」としています。そのほか仙台城跡周辺は「山並み緑地ゾーン」に区分され「青葉山、大年寺山、太白山、蕃山、権現森等市街地からのランドマークとなる緑の景観を保全する。」としています。

③仙台市みどりの基本計画<<2012-2020>>（平成24年7月）

本市の杜の都の環境をつくる条例第10条に規定された計画であり、基本理念を「みんなで育む「百年の杜」」としています。

将来像図では、本史跡は、みどりのネットワークのうち「歴史・文化のみどり」として、都心部を取り囲み、杜の都の風格を与えるみどりのネットワークの一部であり、また、みどりの市街地のうち「みどりの拠点」の一部と設定されています。また、「百年の杜」の実現に向けた基本方針と重点プロジェクトのうち、「基本方針Ⅳ 仙台らしさを育む」で「みどりの地域資源活用プロジェクト」として「歴史的・文化的資源の保全と活用」を行い、「「百年の杜」シンボルエリアプロジェクト」として「広瀬川沿いのみどりの拠点整備」の対象とされています。

※なお、仙台市みどりの基本計画は改定に向けた検討を進め、令和3年3月までに改定予定です。

（4）まちづくりに関する計画

①仙台市都市計画マスタープランー都市計画に関する基本的な方針ー（平成24年3月）

本市の都市づくりの基本方向や施策展開の方向を明らかにするとともに、市民と行政が都市づくりの目標像等を共有し、関連する分野とも連携しながら、都市づくりを総合的に展開していくことを目的としています。都市づくりの目標像を、「杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市」とし、都市空間形成の基本的な考え方は、「市街地の拡大は抑制することを基本とし、土地利用と交通政策の一体的推進と暮らしに関連する施策の連携により、都心、拠点、都市軸などへ都市機能を集約するとともに、郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善することで「機能集約型市街地形成と地域再生」の都市づくりをすすめます。」としています。

青葉山周辺地区は集約する都市機能のうち「国際学術文化交流拠点」と位置付けられています。「青葉山・国際センター周辺地区に、都市の新たな魅力を創造し発信するシンボルゾーンを形成するため、国際学術文化交流拠点にふさわしい都市機能の集積を推進します。」としています。また、東北大学青葉山新キャンパス整備の支援や国際センター駅周辺地区のコンベンション機能強化、歴史的・文化的資源や優れた自然環境を生かした青葉山公園整備の推進とともに、「仙台城跡については、市民や観光客が共に親しみ学ぶことができるよう、仙台城跡整備基本計画にもとづく整備を推進します。」としています。

※なお、次期仙台市都市計画マスタープランを作成中であり、令和3年度から施行予定です。

②東西線沿線まちづくりの基本方針（平成25年7月）

東西線沿線のまちづくりは、「市民の誰もが暮らしやすい、公共交通を中心とした機能集約型都市の形成を先導しながら、新たな都市の魅力と活力の創造」を理念としています。

国際センター駅周辺のまちづくりの目標については、「仙台城跡、青葉山、博物館、国際センター、東北大学など、仙台を代表する多様な魅力をさらに磨き、駅を中心につなぐことにより、国内外から多くの人が集まり、新たな交流が生まれる、学術文化交流拠点の形成を目指す」としています。

（5）公園整備に関する計画

①青葉山公園整備基本計画（平成25年3月）

公園整備の基本目標として「仙台の誇りを育み心に染み入る歴史と自然の景域づくり」としています。公園の空間構成としては、史跡指定地区を「歴史・文化ゾーン」、追廻地区を「いこい・にぎわいゾーン」及び「自然散策ゾーン」、国際センター地区を「交流ゾーン」に区分しています。「歴史・文化ゾーン」は、「仙台城跡整備基本計画を基本とし、本丸跡の遺構等の保全、水堀の再生等による歴史的な景観の充実により、来訪者に歴史と文化を堪能してもらう空間とする。」、「いこい・にぎわいゾーン」は「新たに整備される（仮称）公園センターを起点に、広瀬川や本丸跡の眺望等、広がりや奥行きを持った空間を展開し、活動の場としても機能する空間とする。」、「自然散策ゾーン」は「広瀬川や竜ノ口等、豊かな自然が残る貴重な周辺環境を生かした自然散策を行える空間とする。」、「交流ゾーン」は「国際センター駅からの公園の玄関口として良好な景観を生かしながら、市内外の来訪者の交流の場としての機能を持つ空間とする。」などと示しています。

②青葉山公園（仮称）公園センター基本計画（平成29年4月）

令和3年度の工事完了を目指し整備を進めている青葉山公園（仮称）公園センターは、青葉山公園整備基本計画で「ビジターセンターとしての機能をベースとしつつ、青葉山公園の玄関口という立地特性や藩政時代からの歴史性を踏まえた仙台の歴史・文化を発信する場」として位置付けられています。本史跡に特に関係する内容としては、情報発信機能として、「仙台・青葉山を知るきっかけとなる情報を提供」し、「歴史・文化については概略をつかみ」、「詳しい情報は仙台市博物館、仙台城見聞館、各歴史遺構等に赴き、理解が深められることを期待する」と示しています。

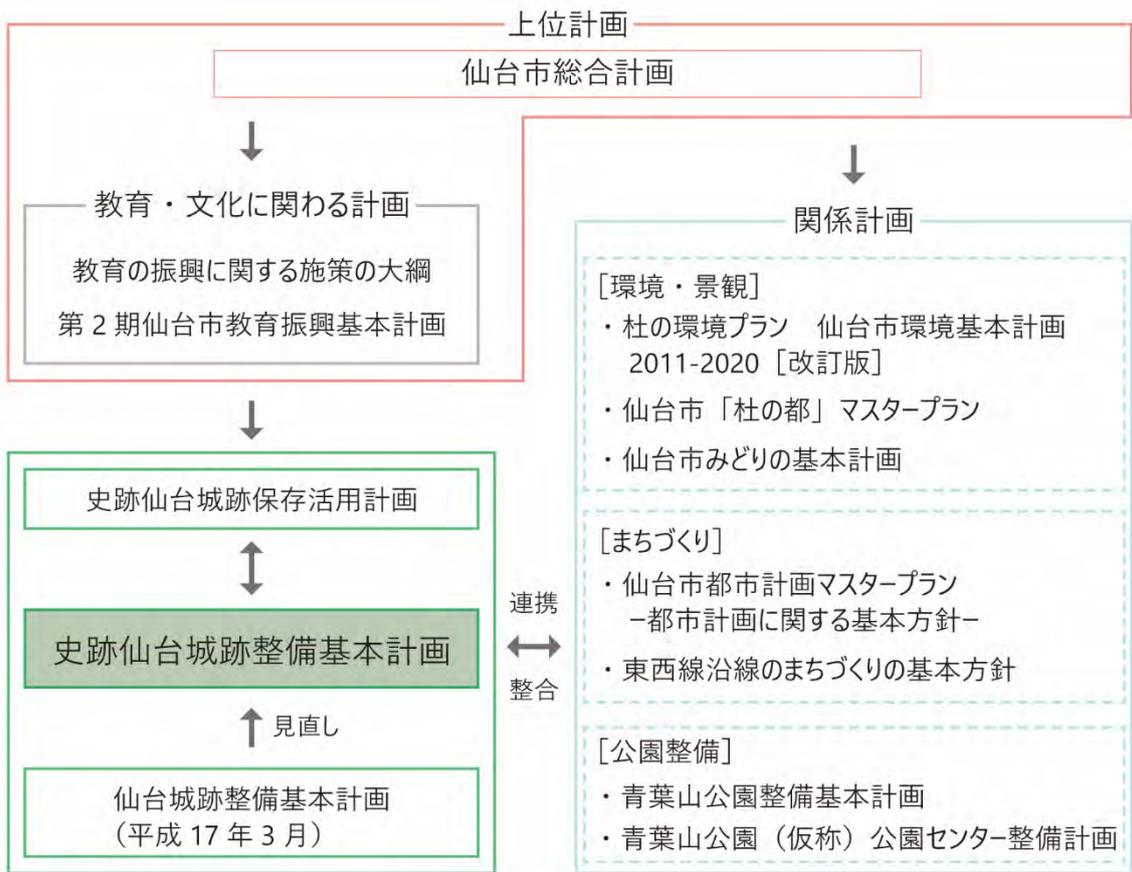


図 1-2 関連計画の関係

第2章 計画地の環境

2-1 自然的環境

(1) 仙台城跡の位置

仙台市は、宮城県のほぼ中央に位置しています。市役所の位置は、北緯38° 16′ 05″、東経140° 52′ 11″です。市域は東西50.579km、南北31.204kmと東西に長く、面積は約786km²です。東は太平洋に面し、北は富谷市、多賀城市、西は山形市、南は名取市、川崎町に接しています。

仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方にある青葉山丘陵の広瀬河畔に面する先端部に位置しています。



図 2-1 仙台市全域図（「データ仙台 2019」の図を引用し加工）

(2) 仙台市の気候

太平洋に面した海洋性気候のため寒暖の差が少なく、冬は奥羽山脈からの乾いた北西の風のために積雪が少ないのが特徴です。10年間(2010～2019)の記録によると、年平均気温は13.2℃（最高37.3℃、最低-7.4℃）、平均年間合計降水量は1,281.1mmです。令和元年(2019)の記録では、年平均気温13.6℃（最高36.1℃、最低-3.6℃）、合計降水量1,389.5mm、最深積雪は7cm（1月）です。

(参考：気象庁ホームページ 「過去の気象データ・ダウンロード」「日ごとの値」)

(3) 仙台城跡の地形

青葉山丘陵は仙台市街地の南西方に位置し、鮮新統の仙台層群と中部更新統青葉山層で構成されます。丘頂部には4面の高位段丘面（高位より青葉山Ⅰ～Ⅳ面）が分布し、南西から北東にかけて高度を減じています。標高は青葉山Ⅰ面で190～200m程度、青葉山Ⅳ面で90～120m程度です。小河川による開析はそれほど進行していませんが、例外として竜の口沢のみが深い峡谷となっています。青葉山丘陵の南東縁は、長町一利

府線に限られ低地と接しています。また、長町一利府線とその副断層である大年寺・鹿落坂両断層は、青葉山面（丘陵）に変位をもたらし、大年寺山付近には隆起帯が形成されています。

仙台城の各曲輪は段丘面に位置しており、本丸は青葉山段丘、二の丸は仙台上町段丘、東丸（三の丸）、追廻地区は仙台下町段丘にあたります。

(参考：『仙台市史 特別編1自然』平成6年3月)

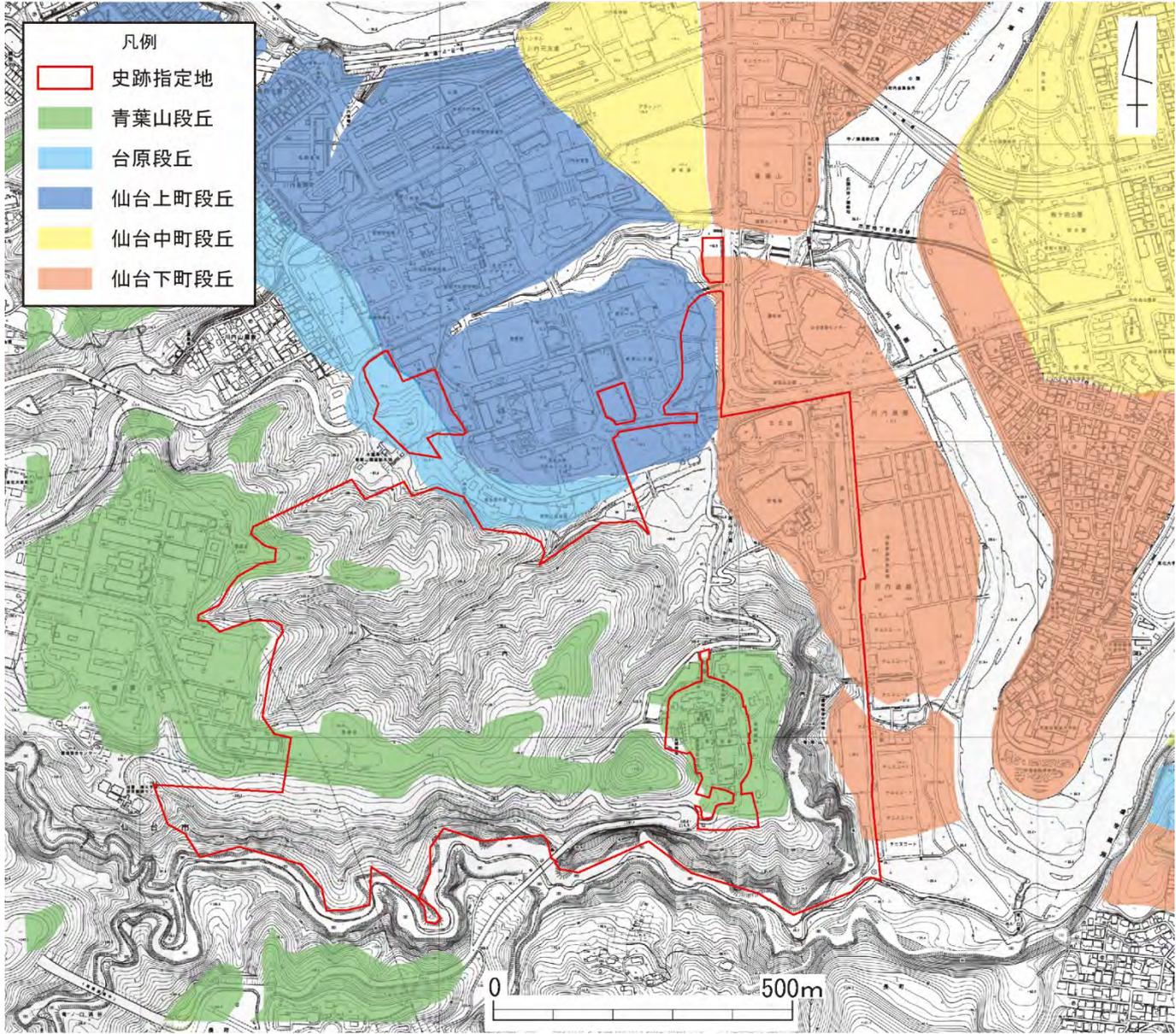


図2-2 仙台城跡周辺の段丘分布図（「仙台市史特別編1自然」所収の図を引用し加工）

（4）仙台城跡の地質

青葉山には、鮮新統の仙台層群が下位から「竜の口層」「向山層」「大年寺層」があり、上位に更新統の「青葉山層」が分布しています。

「竜の口層」は、主にシルト岩・砂岩及び凝灰岩からなり、多種類の動植物化石を産出しています。「向山層」は、主に砂岩・シルト岩・凝灰岩・亜炭からなります。大年寺層との境界に近い層準には厚さ80cm～1m、最大2mの亜炭層があり、かつて燃料として採掘が行なわれていました。

「大年寺層」は、主に砂岩及びシルト岩からなり、一部に亜炭を挟んでいます。

「青葉山層」は、下部の二ツ沢礫層と上部の越路火山灰からなります。二ツ沢礫層は径5～30cmのよく円磨された安山岩礫を主としています。越路火山灰は数枚の降下火山灰からなりますが、暗赤褐色粘土質火山

灰を主としています。

亜炭採掘は、明治時代から昭和40年代まで行われていました。採掘終了後、本丸跡付近の坑道では、昭和63年（1988）に充填閉塞工事が行われています。

（参考『仙台地域の地質』地質調査所 昭和61年

『青葉山公園仙台北壁石垣修復工事（仙台北壁本丸北壁石垣）工事報告書』仙台市建設局 平成18年）

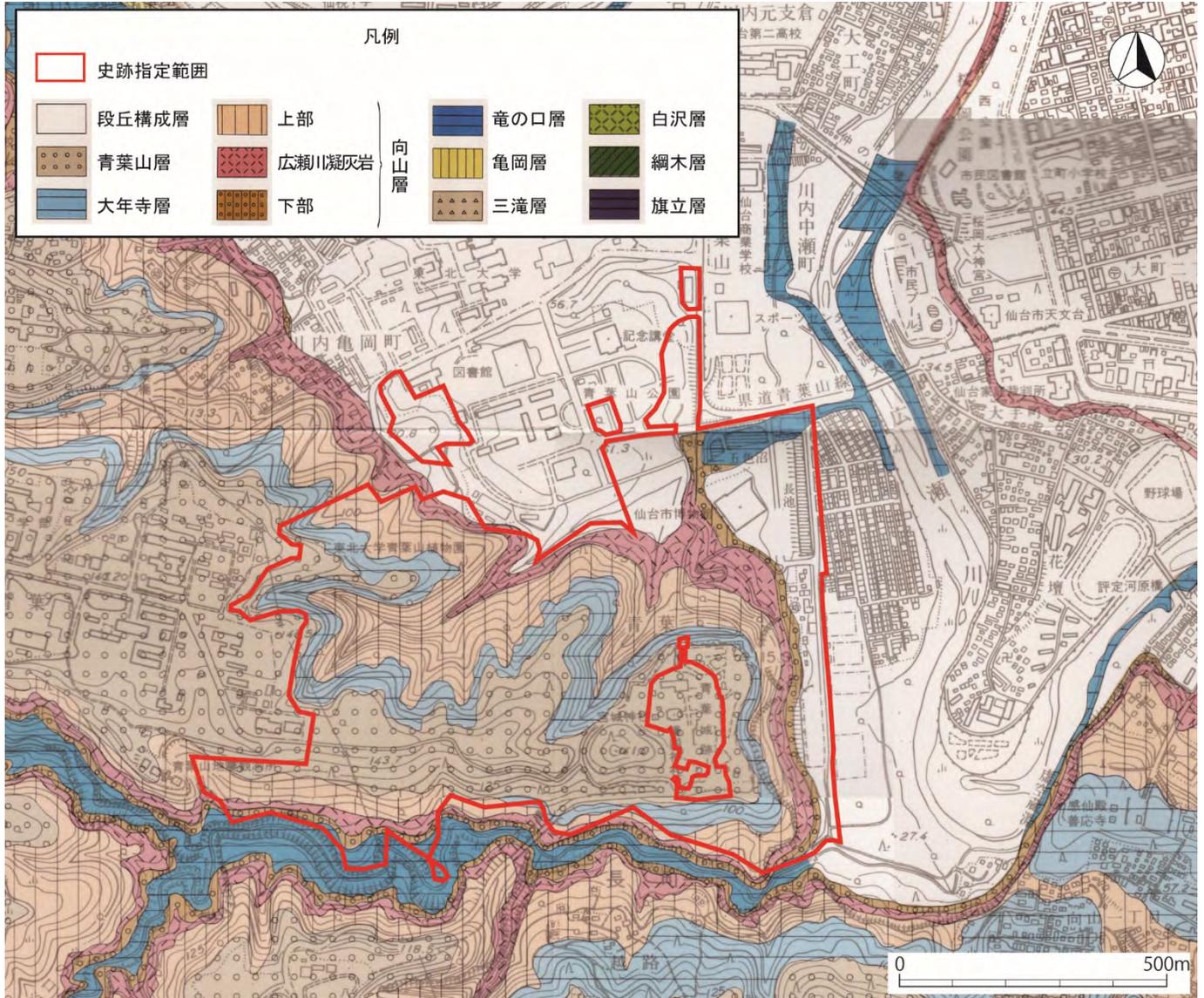


図 2-3 仙台北壁跡周辺の地質分布図（「仙台北壁の自然」1990 付図を引用し加工）

（5）仙台北壁跡周辺の動植物

仙台市教育委員会は、平成元年（1989）に仙台北壁跡自然環境総合調査会（代表 加藤陸奥雄）に委託し、仙台北壁跡の自然環境の調査を行い、平成2年（1990）に報告書を刊行しました。

以下に、主に各地区で確認された動植物について抜粋して掲載します。

①植物

ア．東北大学理学部附属植物園（御裏林）

園内は、モミやアカマツの自然林とコナラの二次林がほとんどで、これにブナやイヌブナなどが混在する。モミ、イヌブナ林にはアカガシ、シラカシ、ウラジロガシ、アラカシ等のカシ類も良く混じり、暖温帯林から冷温帯林への移行帯の中間温帯林である。沢筋ではサワシバ、アカシデ、イヌシデ

なども多く混じる。これらの森林の一部は、東北大学に移管される以前は薪炭林として間伐されたところもあったようだが、植物園として保護された結果、現在では本来の植生がよく回復している。カヤラン、マツラン、ノキシノブ、ヒメノキシノブなどの着生植物が豊富に見られることも森林の発達状態の良さを物語っている。林床にはスズタケ、ヒメノヤガラ、ムヨウラン、ユウシュンラン、オヤリハグマ、センダイトウヒレン、ヒメシャガ、サクラソウ、オオケタネツケバナ、ミズ、ウワバミソウ、ニッコウネコノメ、ヤマネコノメソウなどがみられる。

コケ植物は、地上生の種類も樹幹上を覆うものも、本沢では種類、量ともに豊富である。

イ. 本丸跡 護国神社境内地・本丸広場

本丸跡は人手がかなり入っており、本丸会館裏の小山にやや自然の景観が残されているにすぎない。この小山をはじめ、神社境内地には以下の植物が確認できる。

スギ、ケヤキ、イヌシデ、コナラ、アカガシ、シロダモ、モミ、カヤ、イヌツゲ、アオキ、イタヤカエデ、サクラ、タカオカエデ、ヒノキ、サンゴジュ、ネズミモチ、アセビ、ホオノキ、ヤブラン、アズマザサ、アズマネザサ、ウラシマソウ、ヤブコウジ、ヤブラン、ジャノヒゲ

ウ. 本丸石垣

ノキシノブ、ヒメユキシノブ、ユキノシタなどが着生している。

エ. 本丸から川内への市道沿い

アカマツ、スギ、ヒノキ植栽されるほか、ケヤキやモミも残っている。夏にはウバユリが林立する。

オ. 東丸（三の丸）跡

この地域の大部分が博物館の敷地となっており、自然の植生がほとんど残っていない。

（五色沼周辺・博物館裏）アカマツ、アカシデ、シロヤナギ、エノキ、ヤマグワ、オニグルミ、シロダモ、コナラ、ネムノキ、ケンポナシ、ミズキ、ヤブデマリ、オオイタドリ、ヤブコウジ、リュメンシダ、オオケタネツケバナ

（植林されたもの）ヤマザクラ、ソメイヨシノ、トチノキ、スギ

カ. 川内・追廻

この地域の大半は人為的な環境であり、在来種のほかに街路樹、園芸植物、帰化植物などが多くみられる。コケ植物でも人為的影響が強く、自然植生と違った種がみられる。千貫沢には、胸高直径60cmおよびモミやケヤキを交えた小規模な林が残っている。

（街路樹）メタセコイヤ、ヒマラヤスギ、ユリノキ、サクラ類、ポプラ、ヤナギ類、ケヤキ

（住宅地・路傍）オオイヌノフグリ、ヒメオドリコソウ、オランダミミナグサ、アカミタンポポ、セイヨウタンポポ、ノボロギク、スズメノカタビラ、タチタネツケバナ、カモガヤ、イヌムギ、ヒメムカシヨモギオオアレチギク、ヒメジョオン、サギゴケ、ヤブタビラコ、オニタビラコ、チチコグサ、ヤマイ、クサイ、ヒメクグ

（川内記念講堂裏の沢）モミ、ケヤキ、スギ、シラカシ、シロダモ、カヤ、イヌツゲ、アオキ、アズマザサ、ツルマキ、キヅタ、オドリコソウ、タネツケバナ、ネコノメソウ

キ. 竜の口溪谷

急峻な斜面には地形的極相林であるアカシデ林が帯状に成立し、また自然崖にはススキもみられる。崖の壁面にはタヌキランやダイヤモンドソウが着生し、壁面の中腹から谷底にかけてはツクシハギやキハギが多い。そのほかの場所には以下の植物が確認される。

(川岸) クリ、コナラ、アカガシ、アカシデ、エドヒガン、アズマネザサ、ミヤギザサ、スズタケ、タニウツギ、アカメガシワ、オオイタドリ、シラネセンキュウ

(台地上) シロダモ、アオキ、イヌツゲ

(乾いた岩上) シロヤナギ、イヌコリヤナギ、タチヤナギ

(「仙台城址およびその周辺地域の植物相」『仙台城址の自然』仙台市教育委員会

平成2年の内容を参考に作成)

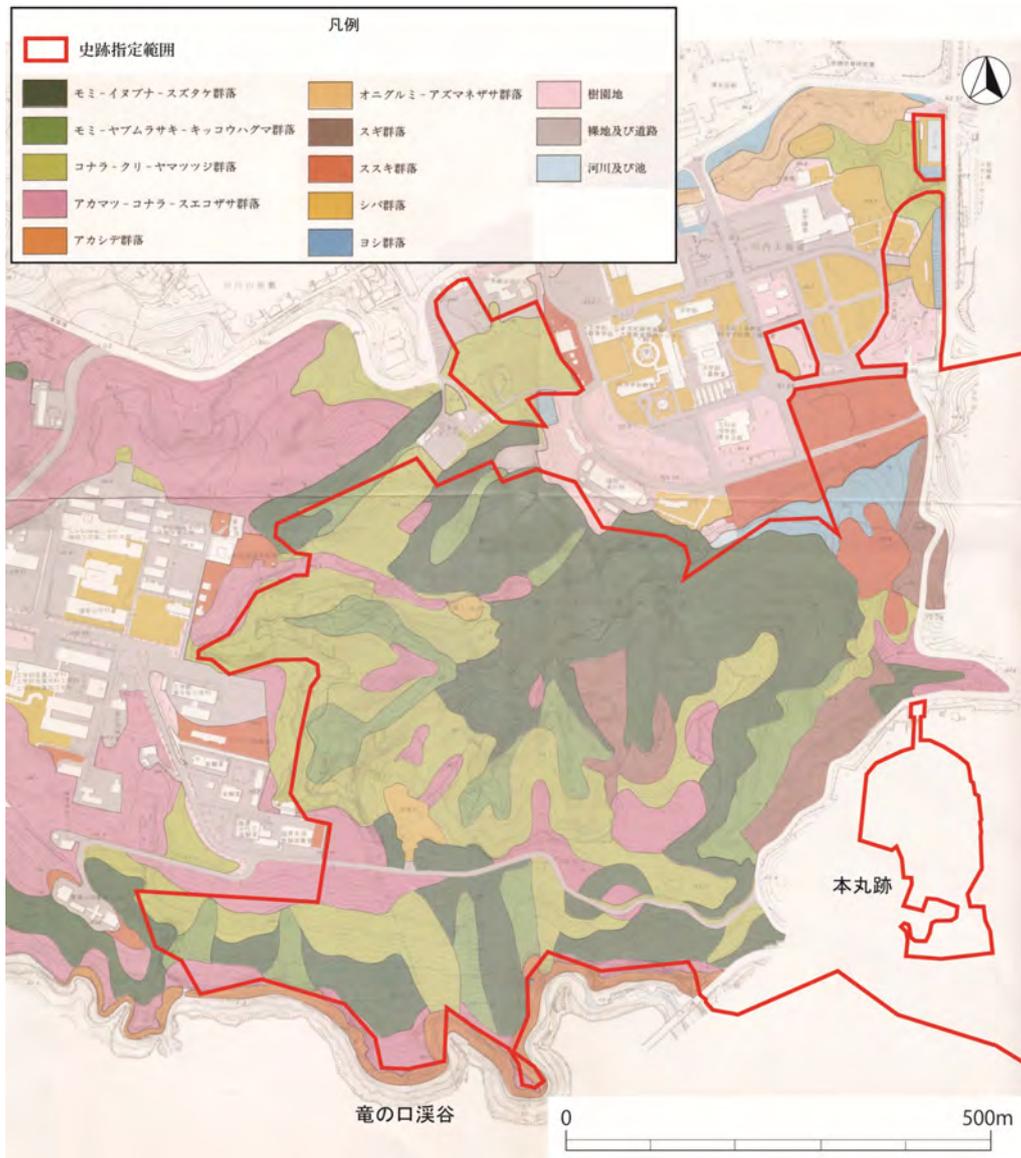


図 2-4 御裏林とその周辺の植生分布図（「仙台城址の自然」1990 付図を引用し加工）

②動物

ア. 哺乳類

仙台城跡を含む青葉山に生息する哺乳類では、ホンシュウモモンガ、ニッコウムササビなどが注目される種であり、そのほかにも下記の種の生息が確認されています。

モグラ科ホンシュウヒミズ、アズマモグラ、ヒナコウモリ科ニホンヤマコウモリ、リス科ニホンリス、ネズミ科ホンドハタネズミ、ホンドアカネズミ、ホンドヒメネズミ、イヌ科ホンドタヌキ、イタチ科ホンドイタチ、ホンドテン、ジャコウネコ科ハクビシン、ウサギ科トウホクノウサギ、クマ科ニホンツキノワグマ、ウシ科ニホンカモシカ

ニホンカモシカは天然記念物に指定されており、仙台城跡の石垣周辺でも出没が確認されます。また、クマは、まれに市道付近でも出没が確認されることがあり、市では注意喚起の看板を設置しています。

イ. 両生類など

両生類と爬虫類は植物園内では概ね人里から丘陵地に見られる種が確認されますが、トウホクサンショウウオやタゴガエルのように、丘陵地から山地にかけて生息する種も含まれており、植物園の自然環境の良好さを物語っています。

ウ. 鳥類

仙台城跡全体では鳥類は豊富に観察され、平成元～2年（1999・1990）の調査とそれ以前に確認されたものを合わせると15目36科121種であり、日本産の鳥類のうち21.8%が確認されました。内訳は、水辺の鳥類が15%程度、山野の鳥類が85%で構成され、山野の鳥類のうちスズメ目、キツツキ目の小鳥類が60%を占めています。仙台城跡周辺で普通種とみられるものには、カルガモ、コゲラ、ヒヨドリ、エナガ、シジュウカラ、メジロ、スズメ、ムクドリ、カラス類、トビ等が挙げられます。また、そのほかわずかに見られるものとして、アオバズク、オオタカ、チョウゲンボウなどが確認されています。オオタカは国内希少野生動植物種とされていましたが、平成29年にその指定が解除されました。しかし、食物連鎖の頂点に位置し、豊かな里地里山生態系のシンボルともいえる貴重な種です。

（「仙台城址・青葉山地域の哺乳類」、「仙台城址およびその周辺地域の鳥類」
『仙台城址の自然』仙台市教育委員会 平成2年を参考に作成）
他の参考文献：小野泰正「仙台市青葉山地域の動物相」『青葉山保存緑地調査報告書』
昭和54年（1979）青葉山保存緑地調査臨時専門委員会
環境省ホームページ「生物多様性保全上重要な里地里山」
東北大学植物園ホームページ

(1) 仙台城跡の歴史的変遷

①中世以前

本丸北壁石垣の修復工事に伴う発掘調査及び二の丸跡の大学施設建設に伴う発掘調査では、縄文土器、石器が出土しています。また、追廻地区の発掘調査では、弥生土器、古代の瓦（縄叩きのある平瓦）が出土しています。二の丸跡の西縁部では、平安時代の窯跡の可能性が考えられる遺構が発見されています。

②中世の遺構

二の丸西側に、「川内古碑群」として登録されている板碑2基があります。一つは正安4年（1302）、もう一つは弘安10年（1287）の造立です。また、城跡の南東にある仙台大神宮に弘安5年（1282）造立の板碑がありますが、元は扇坂付近にあったと伝えられています。経ヶ峯をはじめ近隣にも板碑が点在していることから、青葉山をはじめとする平野部西辺の丘陵部は、中世のある時期には霊地とみられていたと想定されています。

観応2年（1351）の岩切城合戦に関する文書（「和賀義勝代野田盛綱軍忠状」『鬼柳文書』）に「虚空蔵城（楯）」の記載があります。江戸時代に書かれた「東奥老士夜話」には本丸にはかつて虚空蔵・千体の堂があり、伊達政宗による築城の際に愛宕山に移したと記されています。この内容から、「虚空蔵」城が仙台城かその周辺に存在した可能性が考えられています。

慶長5年（1600）12月の縄張始めの記事（「貞山公治家記録」（慶長五年十二月二十四日条）『伊達家文書』）には、かつて国分盛氏が居住していたとあります。また、同じ記事には城の側（かたわら）に千体仏があったと記されています。市内の満蔵寺、大満寺、仙台大神宮には、かつて仙台城にあったと伝えられる千体仏が祀られています。

本丸北壁石垣修復工事に伴う発掘調査では、城郭に伴う整地層の下層から、虎口跡や堅堀などが発見されています。仙台城の築城に際し、それ以前にあった山城の遺構を埋め立てて曲輪を再構築していることが発掘調査により確認されましたが、山城跡の時期や縄張りの詳細などについては、現在のところ不明です。

③仙台城築城

伊達政宗は、慶長5年（1600）12月縄張始めを行い、翌慶長6年（1601）1月普請を開始しました。城は慶長7年（1602）にはほぼ完成したといわれ、政宗は慶長8年（1603）に移徙しました。普請と作事はその後も続いたとみられ、本丸御殿大広間は、慶長15年（1610）に完成しています。

なお、政宗が漢詩をもとにそれまでの表記である「千代」を「仙人が住む高台」を意味する「仙台」と変えたのも、仙台城築城に前後する時期であったと考えられます。

政宗は、寛永4年（1627）に幕府の許可を得て仙台股敷構（若林城）の造営を始め、寛永5年（1628）に移徙し、晩年の居城としました。

④二の丸の造営

寛永13年（1636）に政宗は江戸屋敷で死去します。2代藩主忠宗は、寛永15年（1638）幕府の許可を得て屋敷構（二の丸）の造営を開始し、寛永16年（1639）6月に移徙しました。造営にあたっては、政宗の死去に伴い廃城となった若林城の建物の多くが移築されたといわれます。

二の丸の地は、政宗四男の宗泰の屋敷があったといわれ、元和6年（1620）に政宗長女の五郎八姫の屋敷である西屋敷が建てられました。当初の二の丸は、西屋敷の隣に造営されていましたが、元禄年間（1688～1704）4代藩主綱村は西屋敷を取り込む形で改造しました。文化元年（1804）、落雷による火災で焼失しその後再建されました。二の丸詰門の東には勘定所、破損方会所、三十間御蔵などが配置されていました。

二の丸造営後の本丸は、大広間や懸造などの御殿が残され、年中行事としての祈祷や、藩主が入府した際に儀礼を行う場などとして幕末まで使用されていました。

⑤城の維持管理

仙台城跡は地震や大雨などによる被害により、石垣や土手などの修復が繰り返し行われた記録があります。特に大きな被害は地震によるものです。正保3年（1646）には、地震により石垣が崩れ、本丸の櫓3棟が倒壊しています。倒壊した櫓は再建されませんでした。寛文8年（1668）には、地震により城内各所の石垣が崩れ、特に本丸北部の石垣が大きく崩れました。石垣や土手などの修復の普請にあたっては、幕府に修復窺を提出し、許可を得て修復を行っています。現在、修復許可の老中奉書は、内容を別に記録したものも含め19通（18件）が確認されています。

⑥明治維新と陸軍の配置

慶応4年（1868）、仙台藩は新政府軍に降伏しました。明治2年（1869）、版籍奉還に伴い、二の丸に勤政庁が置かれました。明治4年（1871）には廃藩置県となり、二の丸に陸軍の組織である仙台鎮台が置かれました。明治6年（1873）、全国の城郭の取扱いを定めた「全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方」で、存城（城として残す）とされました。また、仙台鎮台が東北鎮台に改称されました。東北鎮台は二の丸の建物を使用していましたが、明治15年（1882）に火災が起き、二の丸の殿舎は焼失しました。東北鎮台は明治21年（1888）陸軍第二師団となり、昭和20年（1945）まで存続しました。また、陸軍により大手門前の道路は、本来の屈曲した形状から直線的な形状に付け替えられました。

⑦廃城後の本丸の変遷

本丸跡は軍の管理下であったものの、軍の施設は建設されなかったようです。しかし、本丸大広間跡付近に、遺構を壊すように掘られた大規模な溝跡が確認されており、一時的に演習などで使用された可能性があります。本丸にあった建物は明治7年（1874）ころには解体されたとみられています。明治9年（1876）に明治天皇の行幸がありましたが、本丸御殿大広間は既になかったと伝えられています。その後、本丸跡は軍事関係の慰霊の場とされました。明治35年（1902）には、第二師団殉国軍人弔慰のために昭忠碑が建設され、明治37年（1904）には招魂社が建設されました。これら本丸にある施設を参拝するために、追廻から巽門跡、清水門跡、沢門跡に至る道が軍により整備されたとみられます。

大正14年（1925）仙台市が軍用地の一部を借用し、青葉山自然公園とし、大手門を通り本丸まで通行できるようになりました。城が市民のための公園として利用される始まりです。八木山公園の開園にあわせて仙台城跡から八木山へ通じる道路計画が立てられ、昭和3年（1928）から工事が開始され、昭和5年（1930）に道路が、昭和6年（1931）に八木山橋が竣工しました。昭和14年（1939）には招魂社は宮城県護国神社に改められました。その後昭和17年（1942）にかけて神社と周辺の造成工事が行われましたが、その際、本丸北西部を通り八木山橋へ通じる道路が新設されました。

仙台城の建造物として火災等を免れていた大手門と大手門脇櫓（指定名称は隅櫓）は、昭和6年（1931）に国宝保存法に基づき国宝に指定されました。

⑧敗戦後の経緯

昭和20年（1945）仙台空襲により、城内の第二師団の建物に加え、大手門、大手門脇櫓、巽門、護国神社社殿などが焼失しました。敗戦後、昭和20年（1945）10月には、追廻地区に500戸の住宅が建設されました。また、同年、アメリカ軍が二の丸跡に駐留し、造成や建物建設が行なわれました（キャンプセンダイ）。その際に、大手門跡を通る道路は掘削され、中島池跡が埋め立てられたとみられます。昭和28年（1953）、青葉山公園が都市公園として開園します。昭和32年（1957）に二の丸跡が日本に返還され、その後は東北大学の学舎などが建設され、現在も東北大学川内キャンパスとして利用されています。

昭和37年（1962）、市民の発案をきっかけに青葉城大手門並隅櫓復興期成会が設立され、昭和38年（1963）から大手門脇櫓の再建が開始され、昭和42年（1967）に同会から市に寄附されました。

平成7年（1995）、市は仙台開府400年を記念し、本丸北壁石垣を修復し、その北東角に良櫓を復元することを表明しました。平成9年（1997）から本丸北壁石垣の修復工事が開始され、石垣解体の伴う発掘調査が行なわれました。その結果、現在の石垣の内部にさらに2段階の古い石垣の存在が確認されるなど、貴重な成果が得られたため、良櫓建設の是非についての議論が市民の間で高まりました。平成14年（2002）に市は良櫓建設を中止し国史跡指定をめざすことを発表し、平成15年（2003）8月に、仙名城跡は国史跡に指定されました。

平成23年（2011）3月、東日本大震災が発生し、仙名城の石垣や崖面などに大きな被害が生まれました。被害の大きかった箇所については文化庁の補助を受け、平成28年まで修復工事が行われました。

（2）仙台下から「杜の都」へ

城下は、城の広瀬川をはさんだ東に広がる平坦な段丘に建設されました。南北にのびる奥州街道と、仙台下から大橋を渡り東へのびる大町通を基軸とした町割が行われました。両者の交差する地点は「芭蕉の辻」と呼ばれ、白壁の楼状の建物が建ち、高札場が設けられていました。町人町は、奥州街道や大町通などに沿って配置され、寺社は城下の周縁部に配置されました。

「仙台輪中（せんだいわのうち）」と呼ばれた城下の範囲は、次第に拡大し、江戸時代中期（17世紀末）には明治まで続く城下の範囲ができあがりました。寛永4年（1627）に伊達政宗の晩年の居城である若林城の造営が始まると、仙台下の南東部に若林城の城下町が建設されましたが、政宗の死後、若林城は廃城となり、若林城下は最終的に仙台下に組み込まれ、更に範囲を拡大することとなりました。

仙台下では、水利施設として四ツ谷用水が建設され、郷六から取水した広瀬川の水が、城下で生活用水として利用されていました。

城下の特徴の一つは、武家屋敷の占める割合が大きいことです。特に、城の北側と、城に直面する広瀬川沿いの片平から西公園にかけての地区には、広大な敷地を持つ武家屋敷が配されていました。武家屋敷には、藩の奨励もあってさまざまな樹木が植えられました。

近代以降は、その屋敷林に由来する緑豊かな市街地が形成されていきました。そして、明治30年代から大正時代にかけて慰霊の場や公園となった仙台下本丸跡を訪れた多くの市民等は、「杜の都」と呼ぶに相応しいその特徴的な景観を目の当たりにすることとなりました。こうして仙台下跡は、仙台を代表する景勝地として、本市を特徴付ける「杜の都」という呼称の普及に大きな役割を果たしていきました。この意味で仙台下跡は、今も「杜の都」を見守り続けているといえます。



図2-5 大手門・脇櫓の古絵葉書
昭和10～20年（1935～45）、仙台市博物館所蔵



図2-6 本丸北壁石垣北東部で確認された石垣の変遷



被災時



修復後

図2-7 東日本大震災による本丸北西石垣の被災と修復状況

(3) 仙台北城跡の縄張

①外郭線

仙台北城跡は主に自然地形により区画されています。北は千貫沢で区画され、二の丸殿舎の範囲は堀状に整形されています。東は広瀬川と川沿いの石垣により区画され、城下と対峙しています。南は竜の口溪谷の急崖で区画されています。西は、御裏林と呼ばれた山林があります。西から本丸へつながる尾根には、3本の堀切が設けられています。

②曲輪の配置

本丸は城内の最高所（大広間付近で標高約116m）に設けられ、正保城絵図には東西435間、南北147間と記される広大な曲輪です。二の丸は本丸の北西部の平坦地に位置しています。本丸の北側の麓には、蔵屋敷、御米蔵、東丸と呼ばれた曲輪があり、水堀と土塁で囲まれています。

天和2年（1682）以降に作成された城下絵図及び城絵図は、ほぼ現在と同じ城郭の形を描いています。それによると、「丸」が付く場所は、「本丸」「二之丸」「東丸」「西丸」であり、「曲輪」が付く場所は、「腰曲輪」「沢曲輪」「中曲輪」「中島曲輪」となっています。これらは、いわゆる「曲輪」として認識されていた場所を示していると考えられます。

幕府に提出した修復窺などの記述では、例えば享保6年（1721）の「陸奥国仙台北城普請奉窺候絵図」の記載には、「本丸」「二之丸」とそのほかの順で記されており、「本丸」として「中曲輪」「清水

門「東丸」「子門」など、「二の丸」として「大手門南脇櫓」「用所」「大手門と詰之門間の水落堀」などと記されています。また、元文元年（1736）の修復窺覚の写し（「仙台城普請窺写」『斎藤報恩会所蔵』）では、「本丸」「中曲輪」「東丸」「巽門外南之方川端石垣」「二丸外北之方千貫橋」の順で記されています。

これらのことから、主要な曲輪としては「本丸」と「二の丸」があること、東丸・中曲輪・沢曲輪は「本丸」に含まれる、もしくは準ずるという認識とみられること、二の丸は、御殿のほか、勘定所等の「用所」まで含めた認識とみられることが考えられます。



図 2-8 仙台城跡空撮（東から）

③ 2つの大手道（登城路）と城郭構造の変遷

仙台城跡は、築城期の山城的性格と二の丸造営後の平城的性格をあわせもつ城郭構造に大きな特徴があります。これは徳川政権の確立へ向かう政治情勢の過程を反映している点で重要です。仙台城跡にみられる2つの登城路の存在も、この時代の変化を反映したものといえます。

政宗が隣国の上杉氏との戦に備えていた築城期は、巽門から清水門、沢門を経て本丸へ至る登城路（巽門登城路）が大手道（本丸への主要な登城路）であったと考えられています。屈曲した登城路とそれを囲むように配置された曲輪群に、高い防御性を持つ山城としての性格が表れています。

一方、大手門から中門を経て本丸へ至る登城路（大手門登城路）は、大手門の建築にあわせて成立した大手道と考えられます。この際、仙台城の大手道は巽門登城路から大手門登城路に移ったものと考えられます。大手門の正確な建築時期は不明ですが、遅くとも藩の政庁が本丸から二の丸に移った頃には完成していたと考えられます。大手門登城路は、以後廃城まで本丸に至る正式の大手道として維持されました。

また、時代の移り変わりとともに、城内高所からの眺望や城下からの城の景観が持つ意味も変化しました。本丸からの眺望は、築城期における敵軍の監視という軍事的役割から、家臣、城下への示威や監視といった社会的・政治的役割をもつものとなり、城下からみた城の景観も、高所に造られた山城から、本丸に加えて大手門や二の丸御殿を中心として藩の権威を示す近世城郭へと変化しました。

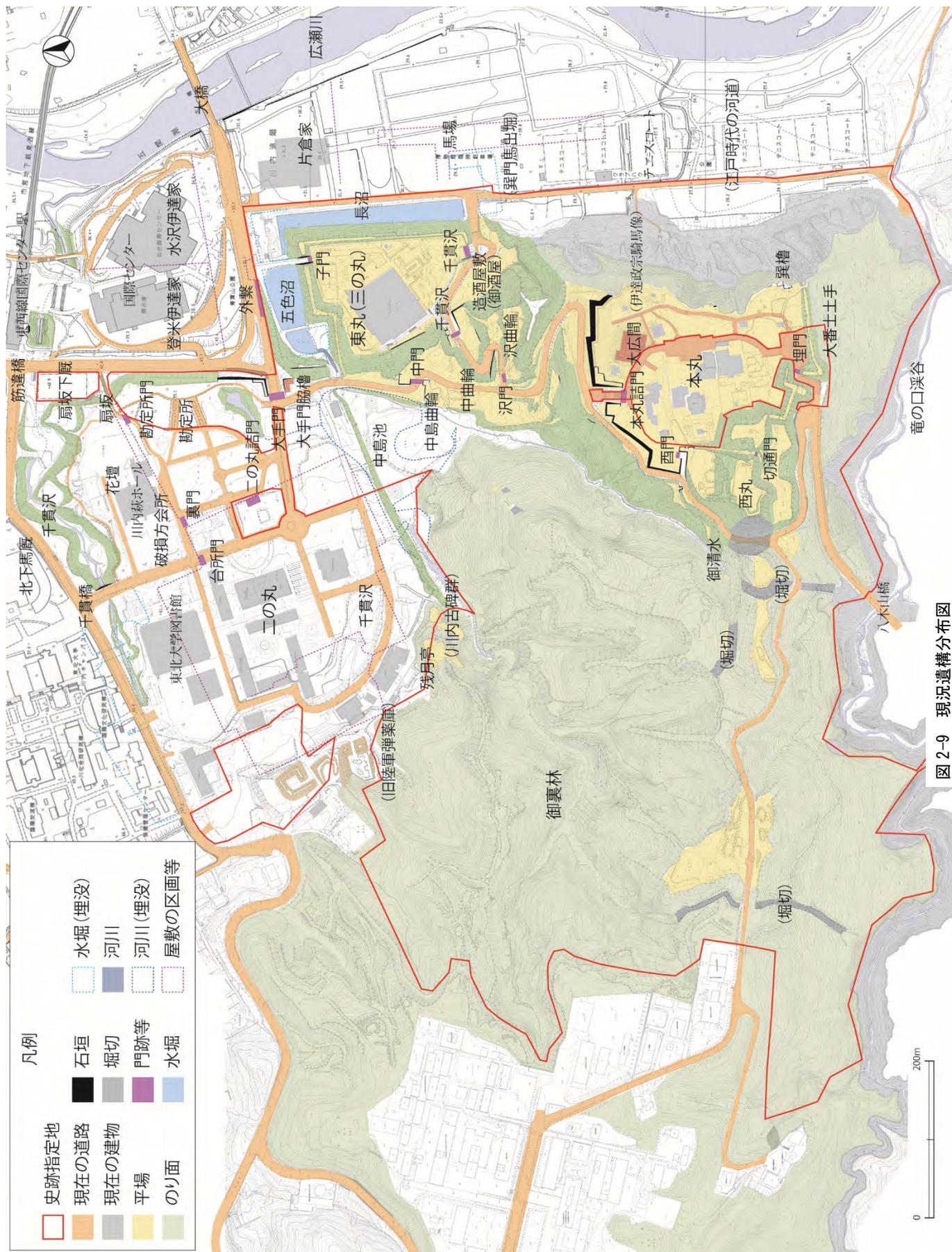


図 2-9 現況遺構分布図

(4) 仙台城跡周辺の歴史資産

仙台市街の大半は、昭和20年（1945）の空襲により焼失したことから、江戸時代以来の建造物はほとんど残っていません。また、敗戦後新たに道路の建設や、既存道路の幅員拡張が行われており、江戸時代の風情をしのぶのは困難な状況ですが、江戸時代当時の道筋や区画は現在でもたどることができます。

表 2-1 仙台城跡と周辺の歴史資産

番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	仙台城跡	6	西館跡	11	陸奥国分寺薬師堂	16	石切丁場推定地
2	経ヶ峯伊達家墓所	7	愛宕神社、 大満寺虚空蔵堂	12	榴岡天満宮	17	石切町
3	亀岡八幡神社	8	茂ヶ崎山伊達家 墓所	13	東照宮	18	石垣町
4	大崎八幡宮	9	北目城跡	14	奥州街道		
5	四ツ谷用水取水口	10	若林城跡	15	芭蕉の辻		

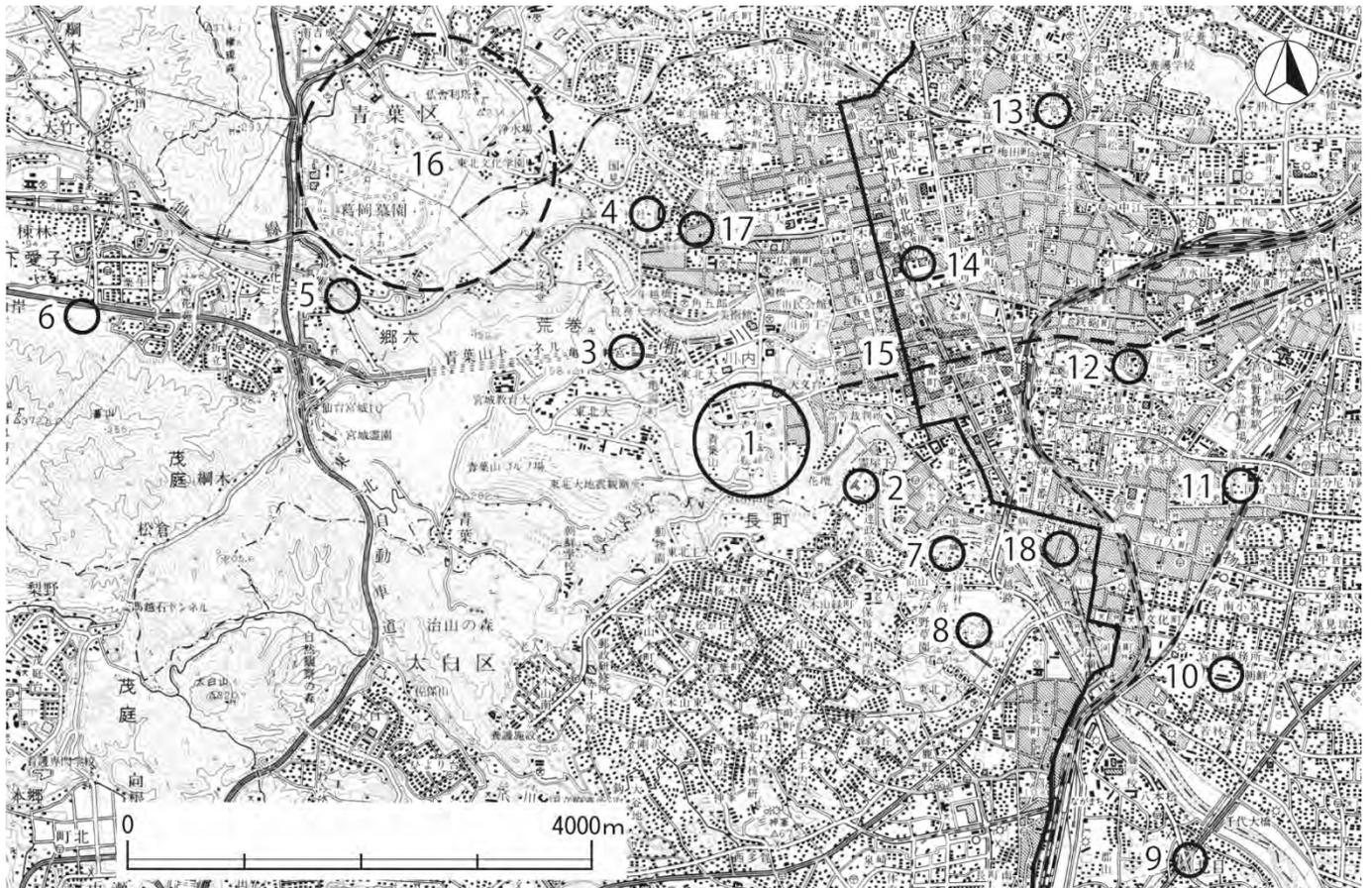


図 2-10 仙台城跡と周辺の歴史資産

(1) 仙台市の市勢

明治22年（1889）に市制を施行し、以後、周辺の町村の編入により市域が拡大しました。昭和62年（1987）に宮城町、昭和63年（1988）に秋保町、泉市の編入により、平成元年（1989）4月に政令指定都市に移行しました。

①仙台市の人口

人口は、明治22年（1889）の市制施行以来ほぼ一貫して増加傾向にあり、平成11年（1999）5月には人口が100万人に到達しました。令和2（2020）年7月1日現在の仙台市の推計人口は、1,091,588人です。

②仙台市の産業

市内の産業は、商業・サービス業を中心とした第3次産業の比率が高く、次いで建設業や製造業を中心とした第2次産業の比率が高くなっています。仙台城跡の所在する青葉区では、第3次産業の中でも、卸売業・小売業の比率が高く、次いで宿泊業・飲食サービス業の比率が高くなっています。

③仙台市・仙台城跡への交通

ア. 飛行機を利用する場合

飛行機を利用する場合、仙台空港へは、札幌・東京・名古屋・大阪・福岡等11箇所と、ソウル・大連・北京・上海・台北・バンコクから直行便が就航しています。

仙台空港からは仙台空港アクセス線の利用により、最短17分でJR仙台駅へ到着が可能です。

JR仙台駅から鉄道を利用する場合には、地下鉄東西線を利用すれば仙台城跡の最寄り駅「国際センター駅」まで約5分で到着します。

JR仙台駅から「るーぷるバス」を利用すれば、仙台城跡本丸の最寄りバス停「仙台城跡」まで約22分、もしくは大手門や巽門の最寄りバス停「博物館・国際センター前」まで約19分で到着します。

地下鉄東西線「国際センター駅」やバス停「博物館・国際センター前」からは、レンタサイクル「仙台コミュニティサイクル DATE BIKE」や徒歩で仙台城跡まで来訪できます。

イ. 鉄道を利用する場合

JR東京駅から東北新幹線を利用することで、最短90分でJR仙台駅へ到着が可能です。なお、JR仙台駅から仙台城跡へは、「ア. 飛行機を利用する場合」と同様のアクセス方法となります。

ウ. 自動車を利用する場合

国道4号または東北自動車道（仙台宮城I.C.）より市街地に入り、大手門跡から仙台市道仙台城跡線を通って本丸跡を訪れるルートが、現状で最も利用されているアクセス方法となっています。

駐車場は、本丸跡内の民営駐車場、麓の仙台市博物館駐車場（扇坂下臨時駐車場を含む）、地下鉄東西線「国際センター駅」の北側駐車場を利用することが可能です。

エ. 徒歩による場合

市街地方面から、徒歩で仙台城跡を訪れる場合、主なルートには以下の2つがあります。

[市街地からの来訪ルート]

市街地（主に西公園方面）から大橋を渡り、仙台市博物館前に至るルートです。

西公園、広瀬川河畔等より望む仙台城跡の遠景を楽しみ、広瀬川の河床に残るかつての大橋の橋脚跡などを見ることができます。

[地下鉄東西線「国際センター駅」からの来訪ルート]

国際センター東側の「桜の小径」等を通り仙台市博物館前に出るルートと、扇坂から二の丸跡に上がり大手門跡にいたるルートの2つがあります。

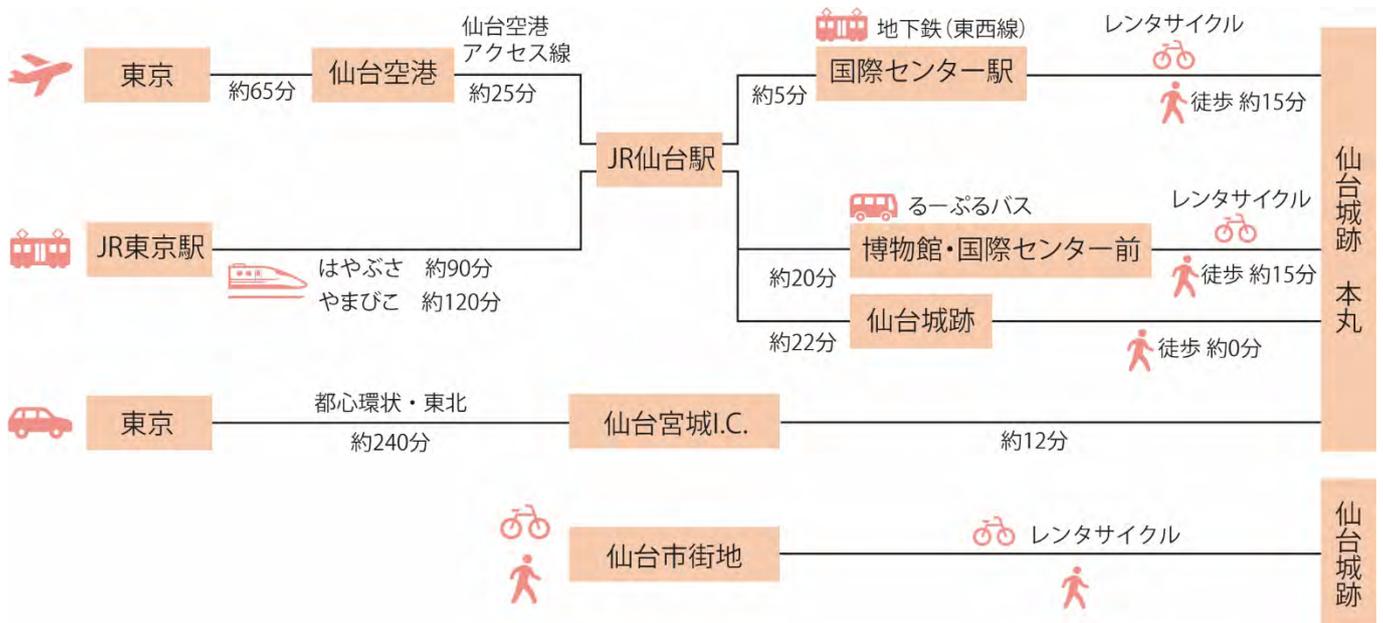


図 2-11 現状の仙台城跡までのアクセス

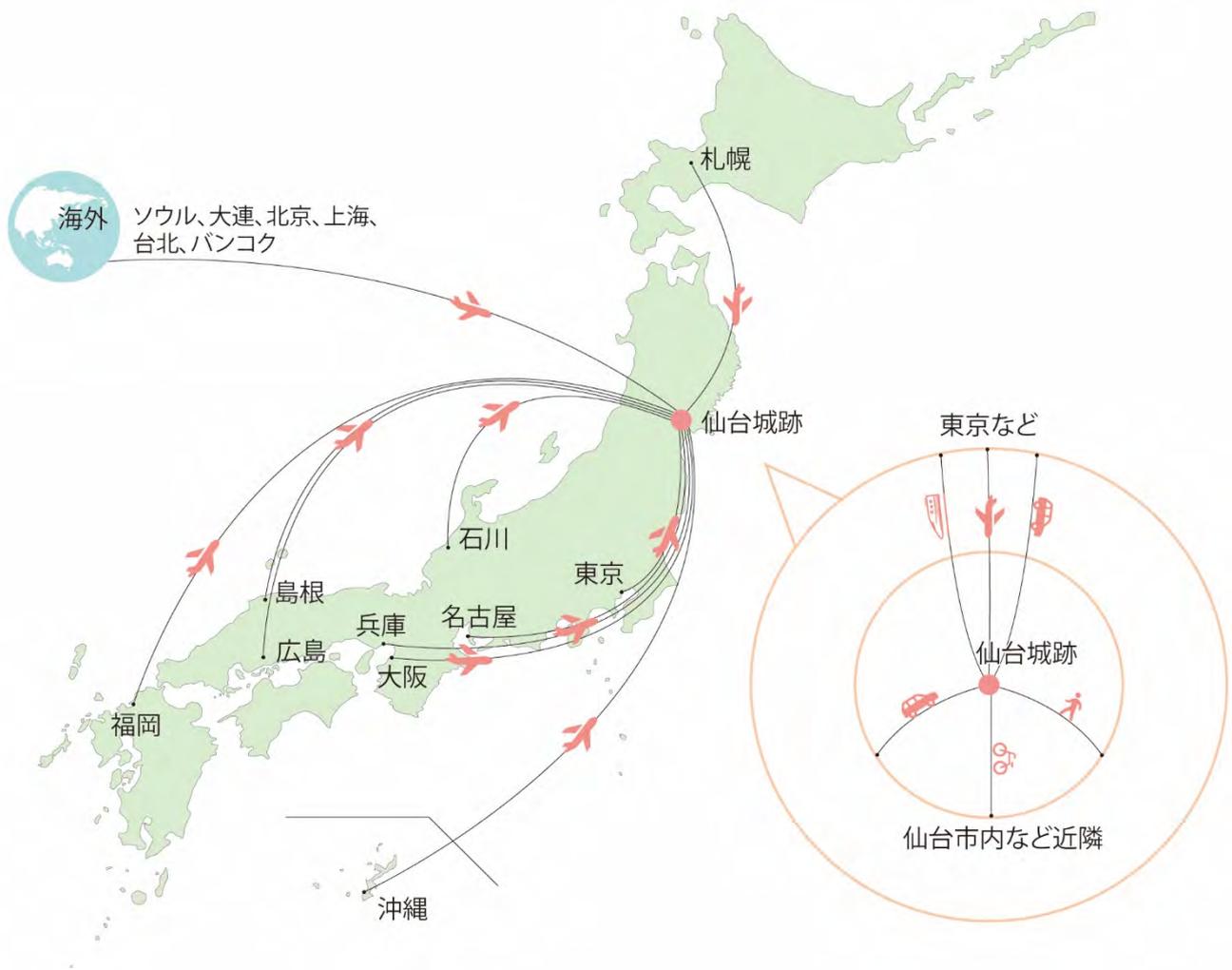


図 2-12 現状の広域動線

オ. 現状の史跡内の見学動線

[るーぷるバス停「仙台城跡」・本丸跡内にある民営駐車場⇄本丸北東部]

歩行者が多く利用するルートです。ただし、バス停または駐車場から本丸北東部への限定した動線となっています。

[そのほか史跡内の動線]

仙台城内の主なルートは以下のとおりです。

- A 扇坂⇒二の丸跡⇒大手門跡
 - B 大手門跡⇒東北大学キャンパス⇒天然記念物青葉山（東北大学植物園）
 - C 大手門跡⇒市道仙台城跡線⇒中門⇒本丸跡
 - D 仙台市博物館⇒博物館敷地または長沼東側⇒巽門⇒本丸跡
- このうち、C・Dは仙台城跡の登城路です。



図 2-13 現状の仙台城跡内での動線

④仙台市の観光

本市は、温泉や溪谷などの「自然的資源」や、伊達政宗公が礎を築いてきた「歴史・文化的資源」、東北の玄関口としての「都市的資源」を生かし、観光資源や文化振興に取り組んでいます。

観光客からは、歴史ある古都というイメージに加え、牛タンを代表とした地元ならではの食を楽しむ場所として人気がある一方で、宮城県及び近隣県からは大勢の買物客が訪れ、東北におけるビジネスの拠点でもあります。

表 2-2 観光客入込数等

	区分	人数
観光客入込数	仙台市全体	21,810,557人（令和元（2019）年） 「令和元年 仙台市観光統計基礎データ」より
	仙台城跡・瑞鳳殿・仙台市博物館	985,840人（平成30（2018）年） 「Data仙台2019」より
来館者数	仙台城見聞館	133,673人（平成30（2018）年度）
	瑞鳳殿	267,438人（平成30（2018）年度）
	仙台市博物館	153,577人（平成30（2018）年度）
るーぷる仙台バス停降車数	博物館・国際センター前	24,763人（平成30（2018）年度）
	仙台城跡	144,574人（平成30（2018）年度）
宮城県護國神社駐車場利用者数		459,000人（平成31（2019）年1月～令和元（2019）年12月）

⑤仙台城跡周辺の教育施設

仙台城跡は立町小学校、第二中学校の学区内に位置しており、近隣の高等学校は、仙台第二高等学校、近隣の大学は、東北大学川内キャンパス（教養・文系学部）、青葉山キャンパス（理系学部）があります。

仙台城跡に近い市民センター等として、片平市民センター、川内コミュニティセンターがあり、仙台城跡とその周辺の博物館等として、仙台市博物館、仙台城見聞館、青葉城資料展示館、東北大学植物園本館（展示ホール）、東北大学総合学術博物館、瑞鳳殿資料館などがあります。また、集客施設として、仙台国際センター、川内萩ホール、国際センター駅青葉の風テラスなどがあり、令和4年度に追廻地区に青葉山公園（仮称）公園センターが整備される予定です。

（参考：『データ仙台 2019』2019年9月
「令和元年 仙台市観光統計基礎データ」
仙台市ホームページ）

ーン、北部が沿線市街地ゾーン、郊外住宅地ゾーンとなっています。旧城下を景観重点区域としていますが、その中では、史跡指定地の大半は青葉山・大年寺山ゾーン、北東部は広瀬川ゾーンとなっています。

⑥仙台市屋外広告物条例（平成元年仙台市条例第4号）

史跡指定地、都市公園、「広瀬川の清流を守る条例」の環境保全地区は広告物の掲出が禁止されています。（ただし、法令の規定があるもの、国又は地方公共団体が公共の目的で設置するもの等は掲出できます）

⑦広瀬川の清流を守る条例（昭和49年仙台市条例第39号）

広瀬川の豊かな自然環境や清流にふさわしい良好な水質を保全するため、指定区域内の建築や造成、木竹の伐採等に規制と許可基準を設けています。史跡指定地の大半が特別環境保全区域、北側が水質保全区域、追廻地区が第一種環境保全区域となっています。

以下に、「広瀬川の清流を守る条例施行規則」から、主な基準を抜粋します。

ア. 高さ制限

区域	市街化区域
特別環境保全区域	10mを超えない
第一種環境保全区域	20mを超えない

イ. 環境保全のための空地の確保

下表の保全用地の確保（河川に接した土地では、これを河岸線に沿って確保すること）。

敷地の形状によりやむをえない場合や、自然的環境の保全のために講じられる代替措置が適切であると市長が認める場合を除く。

特別環境保全区域における保全率

用途地域等 工作物の敷地面積	160㎡以上	150㎡以上 160㎡未満	140㎡以上 150㎡未満	130㎡以上 140㎡未満	130㎡未満
	第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域	42%	35.9%	29.7%	23.6%

第一種環境保全区域における保全率

用途地域等 工作物の敷地面積	160㎡以上	150㎡以上 160㎡未満	140㎡以上 150㎡未満	130㎡以上 140㎡未満	130㎡未満
	第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域	30%	25.6%	21.2%	16.9%

ウ. 建ぺい率

区域 用途地域	第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域
	特別環境保全区域
第一種環境保全区域	50%以下

エ. 色彩の制限

工作物の区分	色相	明度	彩度
屋根	2.5Rから5YRの範囲内であること	明度の値に彩度の値を加えた値が10以下の範囲内であること	彩度の値に明度の値を加えた値が10以下の範囲内であること
外壁	2.5Rから5Yの範囲内であること ※色体系はマンセル色体系による	—	2以下であること

オ. 環境保全区域内のそのほかの行為の制限

	特別環境保全区域	第一種環境保全区域
宅地の造成	認められない	河川に接した土地では、高さが1 m以上の盛土・切土で、河岸線から2 m以上離れているもの（造成後の地貌が周辺の自然的環境と不調和とならず、自然崖の保全に支障を及ぼさない場合を除く）
土地の開墾	認められない	特になし
土石の採取	学術研究のために行うもの	河川に接した土地では、河岸線から2 m以上離れ、地表から1 m以内で行われるもの（学術研究のために行うものを除く）
土石の集積	面積が100㎡、高さが2 mまでのもの。ただし、河川に接した土地では、河岸線から2 m以上離れ、載荷量が1㎡につき3 t以下であるもの	河川に接した土地では、河岸線から2 m以上離れ、載荷量が1㎡につき3 t以下であるもの
そのほか土地の区画形質の変更	建築物の存する敷地内に限られ、長さ10m以下、高さ1 m以下の盛土・切土で、自然崖に人工を加えないもの	自然崖に人工を加えないもの
木竹の伐採 ※	建築物の存する敷地内に限られ、高さが3 m以下であるもの（自然崖に自生しているものを除く）	高さが5 m以下であるもの。ただし、河川に接した土地では、高さが3 m以下であるもの（自然崖に自生しているものを除く）

※木竹の伐採の例外規定

○土地の利用上やむを得ない場合の伐採で、講じられる措置が適切であると市長が認める場合。

○林産物の採取のための伐採であって自然的環境の回復を図るために講じられる措置が適切であると市長が認める場合。

⑧森林法（昭和26年法律第249号）

史跡指定地の大半が、地域森林計画対象地域となっています。

⑨鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第088号）

史跡指定地の南側一帯が、特別保護地区青葉山となっています。

⑩土砂災害防止法（平成12年法律第57号）

史跡指定地内の一部が、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されています。

⑪道路法（昭和27年法律第180号）

史跡指定地内に、青葉山線、追廻天主台線、追廻竜の口沢線、仙台城跡線、青葉山亀岡線の5本の市道があります。また近接して市道筋違橋通線があります。

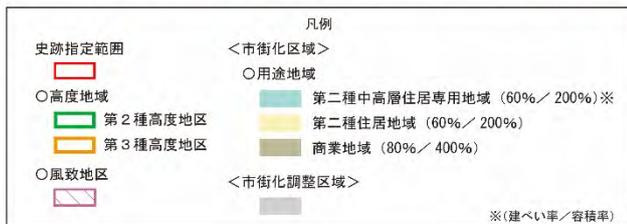
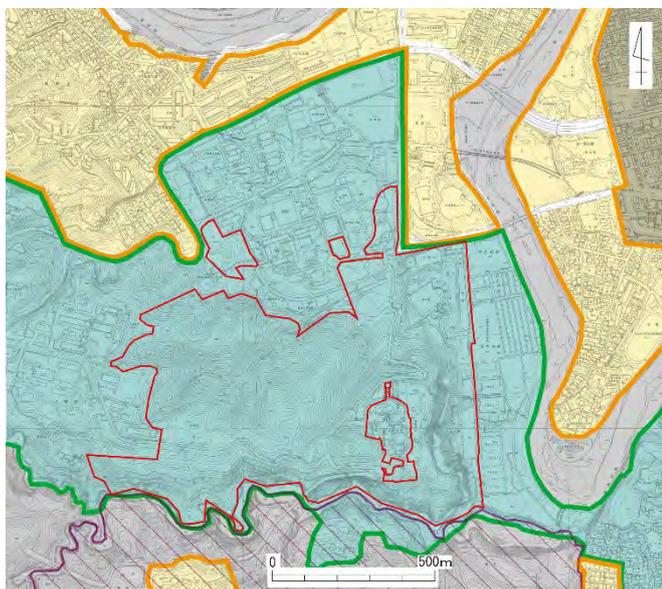


図 2-15 用途地域・高度地区・風致地区

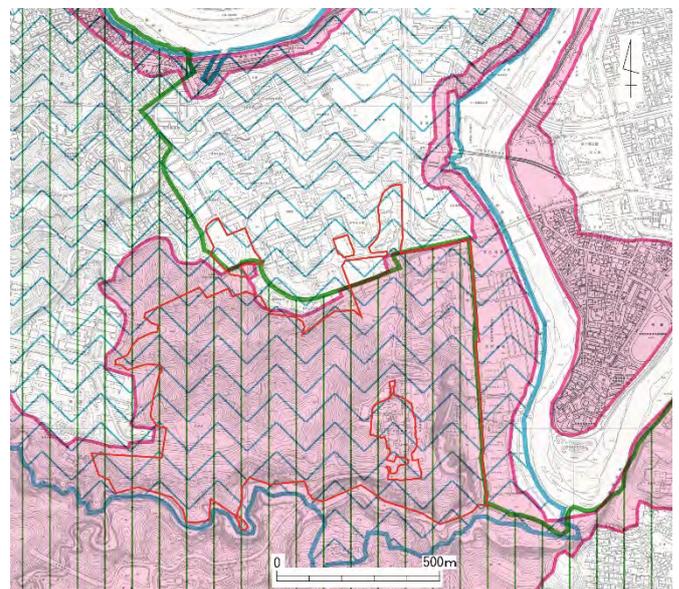


図 2-16 文教地区・宅地工事規制区域

・屋外広告物掲示禁止区域

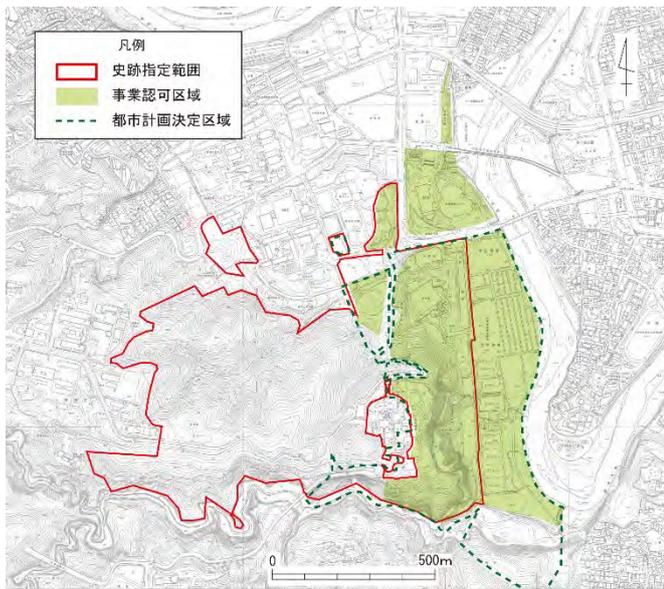


図 2-17 青葉山公園

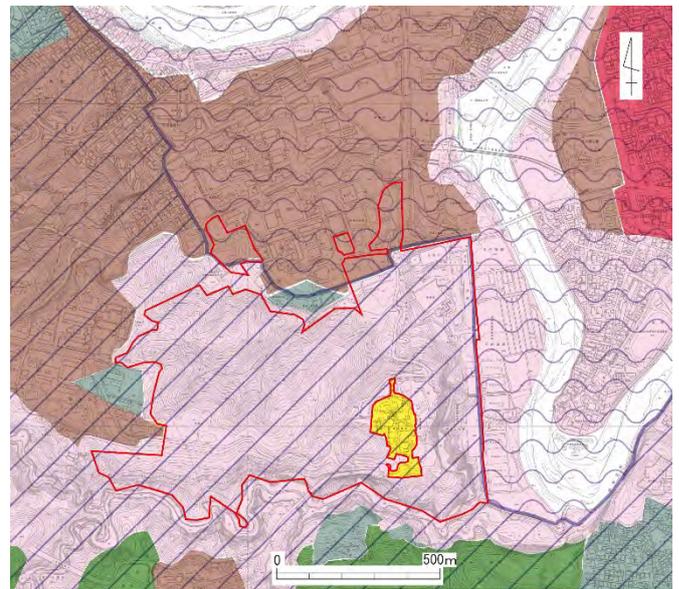


図 2-18 景観区域ゾーン・景観重点区域

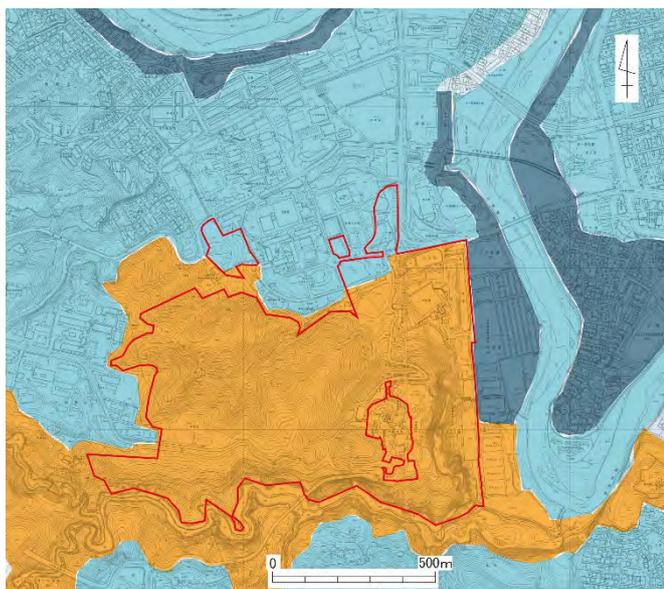


図 2-19 広瀬川の清流を守る条例

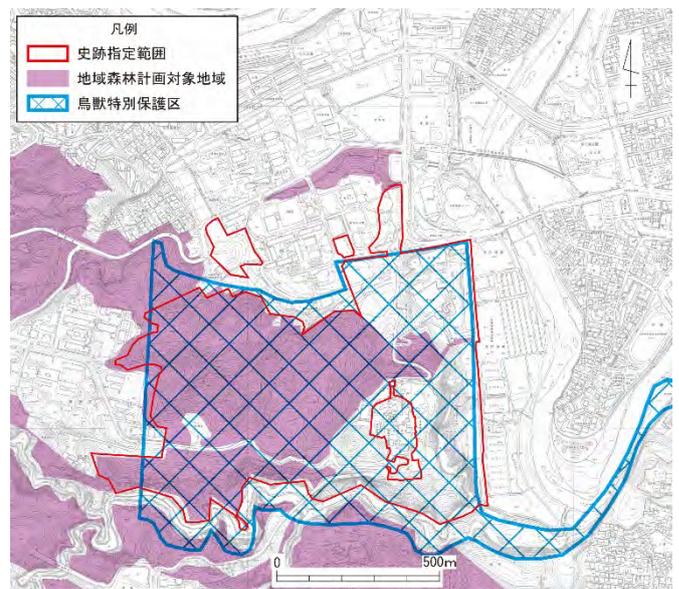


図 2-20 地域森林計画対象地域・鳥獣特別保護区

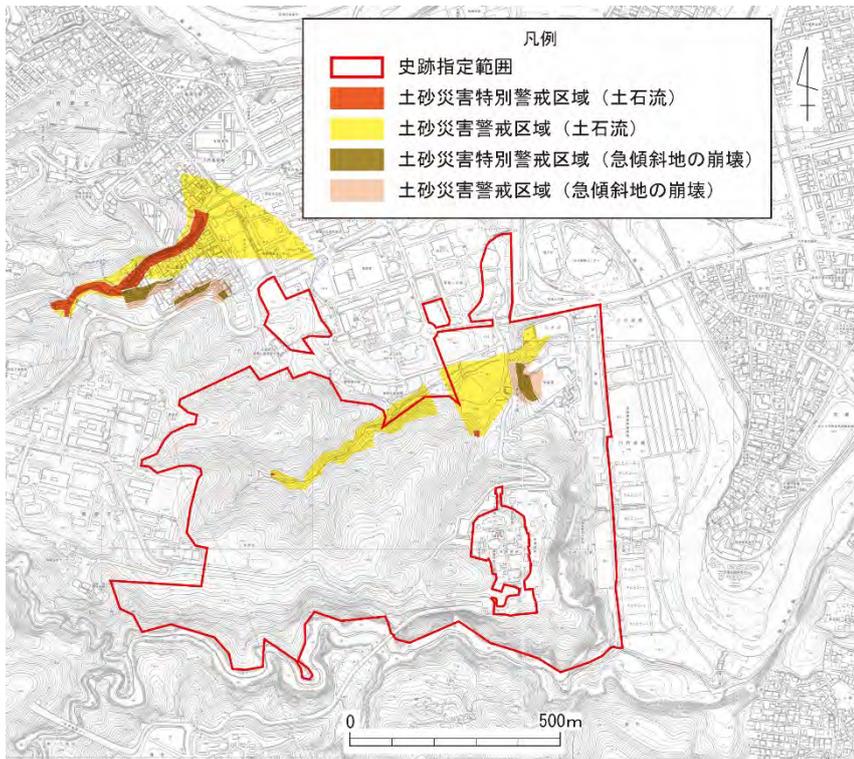


図 2-21 土砂災害防止法

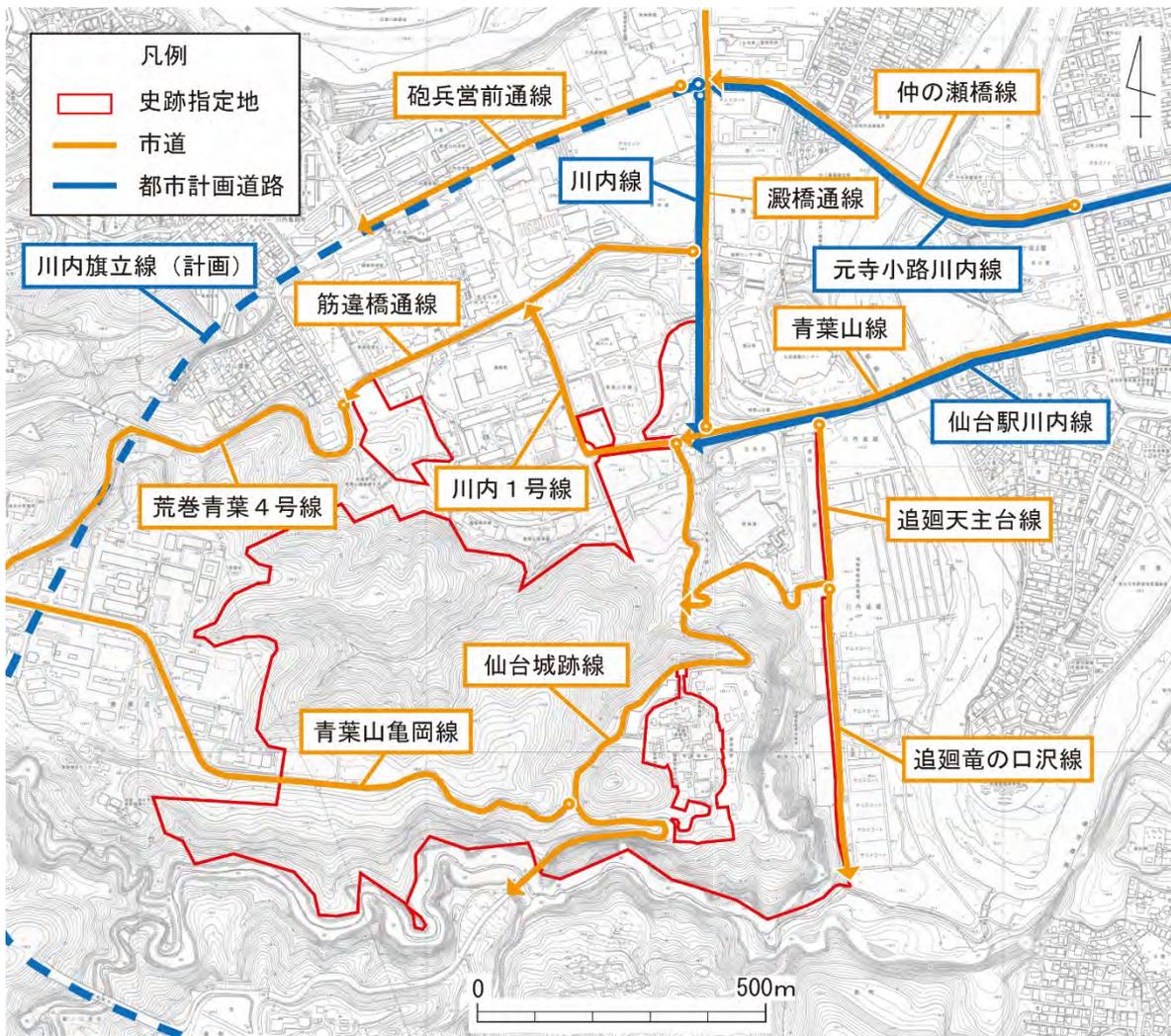


図 2-22 市道及び都市計画道路

3-1 史跡指定の状況

(1) 指定に至る経緯

①当初指定

仙台城跡は、戦前から近世城郭の中でも第一級の遺跡であるとの評価を受け、国史跡指定については、かねてより仙台市民や歴史学研究者の念願となっていました。昭和63年（1988）、仙台市文化財保護審議会から、「取り急ぎ史跡指定により保存をはかるべきと考える具体的範囲」が答申されましたが、史跡指定には至らずにいました。平成14年（2002）5月、本市は国に対して史跡指定の申請を行う基本方針を決定し、昭和63年の答申で示された範囲に基づき検討した約103haのうち、市有地と同意を得られた範囲約66haについて、平成15年（2003）初めに史跡指定の申請を行い、同年8月27日付の官報告示によって国史跡として指定されました。

②追加指定

平成22年に二の丸跡の一部、平成24年に本丸跡西部が追加指定されています。

(2) 指定の状況

①指定告示

ア. 当初指定

名称	仙台城跡
種別	史跡
指定年月日	平成15年8月27日（文部科学省告示第137号）
指定面積	662,257.36㎡
指定の地番	仙台市青葉区荒巻字青葉無番地の一部、 青葉区川内無番地の一部、12番の一部、14番、16番、1番2、1番3、1番4、 1番5、1番6、1番7、1番8、1番9、1番10、1番11、1番12、1番13、 2番、3番の一部、4番、5番、13番、17番、18番、19番、20番、21番、 22番、23番
指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号） 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

説明

仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方に位置する青葉山丘陵が広瀬川に突き出した場所に立地する六〇万石余を領した仙台藩主伊達氏の居城跡である。城跡は、標高一一五メートルほどの丘陵の突端に本丸が位置し、北側に二の丸、東側に三の丸を配している。

慶長六年（一六〇一）、仙台藩初代藩主伊達政宗は中世在地豪族であった国分氏の城跡の千代城跡に、仙台城本丸の築造を開始した。本丸部分は二年ほどで完成したとされ、政宗の死後、二代忠宗により寛永十五年（一六三八）二の丸の造営が開始されている。

本丸は、東側を広瀬川に臨む六〇メートル以上の断崖により、南側を標高差四〇メートル以上の竜ノ口峡谷による自然地形によって画されている。また、西側の尾根は堀切で遮断され、背後には

国指定天然記念物「青葉山」となっている御裏林が広がっている。

仙台城は、江戸期を通じて伊達氏の居城であったが、廃藩置県後、城跡は兵部省管轄となり二の丸に東北鎮台が置かれ、本丸御殿も解体された。その後、火災や空襲により城跡の建造物はほとんど焼失した。戦後は、城跡の主要地域を中心に仙台市により都市公園として整備されてきている。一方、西側の御裏林を含む地域は、東北大学附属植物園となっている。

現在、仙台城跡は、石垣修復事業が実施されており、それに伴う発掘調査が平成九年度から行われている。その結果、現石垣の背後から大規模な階段状石列や築城期石垣など三期にわたる石垣の変遷が確認された。それは、一七世紀代の地震により崩落した石垣を修復する過程の中で、縄張りが拡張整備されたものであるが、現在みられる切石積みの第三期石垣内側から第三期石垣に伴う階段状石列や第二期の野面積みが確認された。さらにその内側から第二期より傾斜の緩やかな野面積みの第一期石垣が検出されている。また、本丸からは石敷き遺構や大広間の礎石跡、巽櫓跡などを確認している。出土品としては、金箔瓦やヨーロッパ製ガラス器、寛文の朱書のある石材や慶長十二年の墨書のある木簡などがある。

このように東北の大大名であった伊達氏の居城の仙台城跡は、発掘調査によって石垣の変遷や本丸地域の遺構が明らかにされつつあり、かつ石垣を中心とした遺構の保存状態が良好であることや、わが国の近世を代表する城跡であることから、史跡として保護しようとするものである。

(月刊文化財 479号 平成15年8月)

イ. 二の丸跡の追加指定

追加指定年月日 平成22年2月22日 (文部科学省告示第18号)

追加指定面積 16,756m²

追加指定の地番 仙台市青葉区川内29番

説明

仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方に位置する青葉山丘陵が広瀬川に突き出した場所に立地する、六〇万石余を領した仙台藩主伊達氏の居城跡である。城跡は、標高一一五メートルほどの丘陵の突端に本丸が位置し、北側に二の丸、東側に三の丸を配している。慶長六年(一六〇一)、伊達政宗は中世在地豪族であった国分氏の城跡の千代城跡に、仙台城本丸の築造を開始した。本丸部分は二年ほどで完成したとされ、政宗の死後、二代忠宗により寛永十五年(一六三八)に二の丸の造営が開始されている。本丸は、東側を広瀬川に臨む六〇メートル以上の断崖に抛り、南側を標高差四〇メートル以上の竜ノ口峡谷による自然地形によって画されている。また、西側の尾根は堀切で遮断され、背後には天然記念物青葉山となっている御裏林が広がっている。廃藩置県後、城跡には東北鎮台が置かれ、その後、火災や空襲により城跡の建造物はほとんど焼失した。第二次世界大戦後は、城跡の主要地域を中心に仙台市により都市公園として整備されている。西側の御裏林を含む地域は、東北大学植物園となっている。このように仙台城跡は、石垣をはじめ遺構の保存状況が良好であり、わが国近世を代表する城跡であることから、平成十五年八月二十七日に史跡に指定された。

今回追加指定するのは、仙台城跡の北西部に位置する二の丸跡西端部から武家屋敷および御裏林にかけての地区である。近隣の調査で二の丸の外郭を区画する堀跡が検出され、当該地はその延長に位置する。仙台城二の丸跡を構成する地区を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(月刊文化財 557号 平成22年2月)

ウ. 本丸跡西部の追加指定

追加指定年月日 平成24年9月19日（文部科学省告示第151号）

追加指定面積 24,631.36㎡ [追加指定後の面積 703,644.72㎡]

追加指定の地番 仙台市青葉区川内1番14、1番15

説明

仙台城跡は、仙台藩主伊達家歴代の居城跡であり、仙台市の中心市街地の西方に位置する青葉山丘陵が広瀬川に突き出した場所に立地する。伊達政宗は、慶長五年（一六〇〇）、中世からの国分氏の旧城であったこの地に本丸の縄張始めを行い、翌年より普請を開始し、慶長七年ころには一応の完成をみたとされる。政宗の死後二代忠宗が二の丸の造営を開始し、翌年に完成した。城跡は、標高一五メートルほどの丘陵の突端に本丸が位置し、北側に二の丸、東側に三の丸を配する構造である。本丸は、東側を広瀬川に臨む六〇メートル以上の断崖に拠り、南側を標高差四〇メートル以上の竜ノ口峡谷による自然地形によって画されている。また、西側の尾根は堀切で遮断され、背後には天然記念物青葉山となっている御裏林が広がる。近代以降、城跡には東北鎮台が置かれ、火災や空襲により城跡の建造物はほとんど焼失した。第二次世界大戦後は、城跡の主要地域を中心に仙台市により都市公園として整備されている。西側の御裏林を含む地域は、東北大学付属植物園となっている。このように、仙台城跡は、石垣をはじめ遺構の保存状態が良好であり、わが国近世を代表する城跡であることから、平成十五年八月二十七日に史跡に指定された。

今回追加指定しようとするのは、本丸跡の西辺部にあたり、本丸詰門西脇櫓から本丸北面石垣を経て西門跡まで連続する石垣、および、そこから切通を経て仙台城の搦め手である埋門に至る城壁面と、宮城縣護國神社の社殿等に囲まれた地域である。仙台城を構成する重要な地域であることから、史跡に追加指定して保護の万全を図るものである。

（月刊文化財 588号 平成24年9月）

エ. 管理団体の指定

平成16年2月27日付で、国指定史跡仙台城跡を管理すべき地方公共団体として仙台市が指定されています。

官報告示：平成16年（2004）2月27日 文化庁告示第5号

オ. 天然記念物の指定

名称 青葉山

種別 天然記念物

指定年月日 昭和47年7月11日（文部省告示第104号）

指定面積 385,153㎡

指定の地番 仙台市青葉区荒巻字青葉12番

指定基準 二 植物

（二）代表的原始林、稀有の森林植物相

（九）着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

（十）著しい植物分布の限界地

一 動物

（三）自然環境における特有の動物又は動物群聚

説明

本邦太平洋側の温帯林と暖帯林との接触地帯であり、面積約40万平方メートルの狭い地域の中に高等植物約700種、蘚苔類約140種が自生する。大部分は、モミを優占種とする美林で覆われ、その天然更新がよく見られる。モミは岩手県中南部にまで分布するがモミ林としては、青葉山が北限である。林床にはヒメノヤガラ、ムヨウランなどの腐生のラン科植物があり、同じく同種の北限にあたる。モミに着生するランの種類も豊富である。

また、シラカシ、アラカシ、ウラジロカシ、シロダモ、ユズリハ、タブノキ、モチノキなどの暖地性樹種に富み、太平洋側内陸部における集団分布の北限をなしている。

この森林には主なもので31科、125種の鳥類が生息または繁殖しており、竜ノ口溪谷に面する崖面にはチョウゲンボウが繁殖する。

このように自然林が、しかも大都市近郊に残存することはきわめて貴重であり学術上の価値が高い。

現状 東北大学学術資源研究公開センター植物園として管理、公開されています。

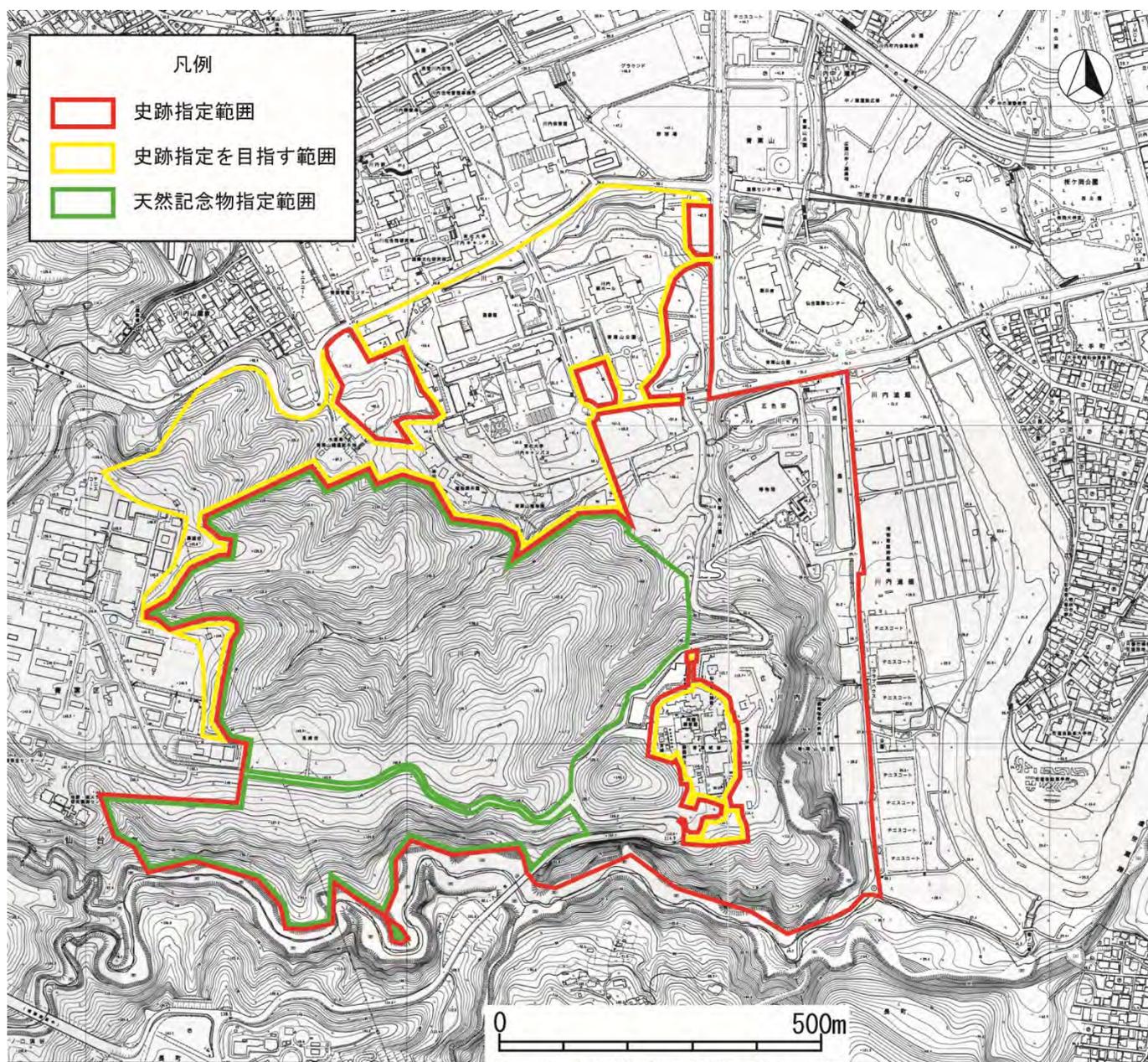


図 3-1 史跡仙台城跡および天然記念物青葉山の指定範囲

②指定範囲と土地所有状況

公有地として、財務省所管国有地、文部科学省所管国有地、仙台市所有地があります。東北大学植物園は国立大学法人所有地です。本丸西部には民有地（宮城縣護國神社）があります。

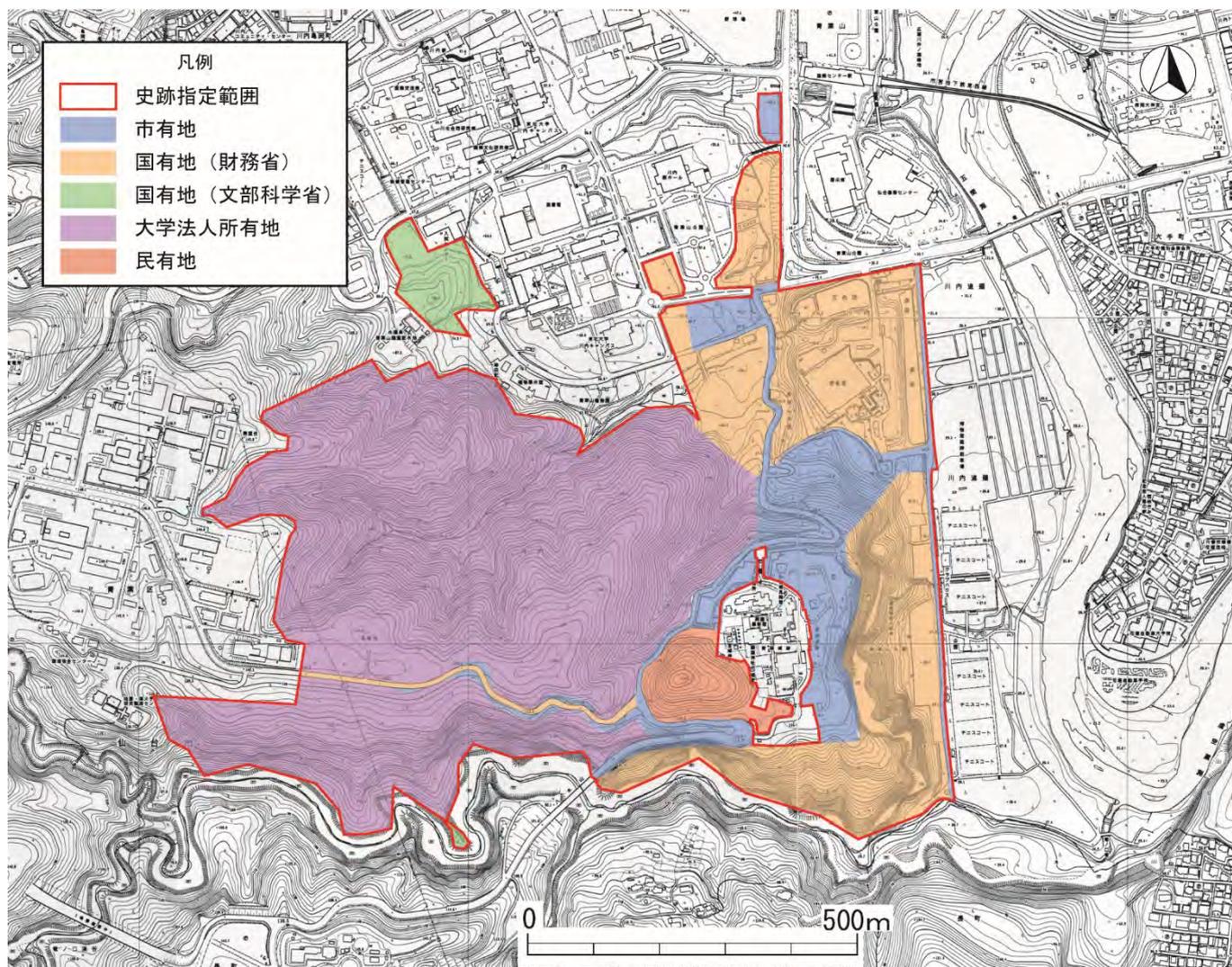


図 3-2 史跡指定地の土地所有状況

③市指定天然記念物（参考）

天然記念物青葉山に隣接して、杉並木が市指定天然記念物となっています。

名称 仙台城二の丸跡南西境の杉並木（部分）

指定数量 13本

指定年月日 平成18年（2006）12月5日

説明

仙台城二の丸跡南西境に、27本のスギが生育している。14本は天然記念物指定範囲にあり、その外にある13本が市指定天然記念物に指定されている。寛文4年（1664）の「仙台城下絵図」には、二の丸に接してスギを表現したような林が描写されている。また、昭和40年（1965）に植物園内で倒れたスギの年輪を数えたところ樹齢330年であり、直径は97cmであった。1965年から330年前は1635年であり、寛永12年にあたる。二の丸の造営は寛永15年（1638）であるため、倒れたスギは二の丸造営当時のものであり、現存するスギで直径が100cm前後のものは、同じころから生育していると考えられる。

3-2 これまでの調査成果

仙台城跡における発掘調査は、昭和48年（1973）の二の丸跡の東北大学文系厚生施設（食堂等）建設に伴う発掘調査が始まります。その後、昭和58年（1983）には、東丸（三の丸）跡の仙台市博物館改築に伴う発掘調査、二の丸跡の東北大学施設建設に伴う発掘調査が比較的大規模に実施されました。その後も、二の丸跡や二の丸北方武家屋敷地区において、東北大学の施設建設等に伴う発掘調査が、東北大学により実施されています。本丸跡においては、平成9年（1997）から本丸北壁石垣の修復に伴う発掘調査が実施され、その後も本丸北西石垣の災害復旧に伴う発掘調査が行われました。

平成13年（2001）からは、国庫補助による遺構確認調査が開始され、継続実施されています。当初は本丸御殿大広間跡の遺構確認を目的とし、引き続き、巽櫓跡、登城路跡、土塁跡などの遺構確認調査、城内の遺構分布調査、石垣測量などをあわせて実施しています。途中、震災による中断がありました。平成20年（2008）から平成30年（2018）にかけて実施した造酒屋敷跡の調査については、令和元年度にその総括報告を刊行しました。

平成16年（2004）から平成22年（2010）は、地下鉄東西線建設に伴う発掘調査が、仙台城跡及び周辺の遺跡において実施されました。追廻地区においては、平成18年（2006）から平成26年（2014）にかけて公園整備事業に伴う遺構確認調査が実施されました。

なお、表3-1にてこれまでの調査を一覧にまとめています。



図 3-3 既調査箇所

表 3-1 仙台城跡および関係遺跡の調査一覧

年度	本丸・東丸(三の丸)・追廻等		二の丸		二の丸北方武家屋敷地区		周辺遺跡	関連遺跡		
	工事に伴う調査(仙台市)	国庫補助確認調査(仙台市)	(仙台市)	(東北大学)	(仙台市)	(東北大学)				
1973	昭和48		文系厚生施設							
1974	昭和49		文系厚生施設					経ヶ峯伊達家墓所瑞鳳殿		
1977	昭和52						プール脇排水管緊急調査			
1981	昭和56							経ヶ峯伊達家墓所感仙殿・善応殿		
1982	昭和57							経ヶ峯伊達家墓所善応殿		
1983	昭和58	博物館改築(三の丸 第76集)			第1地点					
1984	昭和59				第1・2・3地点(「年報」11)					
1985	昭和60				第4地点	第1地点		若林城跡1次(第83集)		
1986	昭和61				第5地点	第4地点		若林城跡2次(第90集)		
1987	昭和62				第6地点(「年報」3)					
1988	昭和63				第7・8地点(「年報」4)					
1989	平成1				第4地点(「年報」5)					
1990	平成2				第5地点					
1991	平成3				第5地点(「年報」6)					
1992	平成4				第5地点付帯部(「年報」7)	第5地点(「年報」7)				
1993	平成5				第9地点					
1994	平成6				第9地点(「年報」8)					
1995	平成7				第10地点(「年報」9)					
1996	平成8	本丸北壁石垣修復:確認調査			第11・12地点					
1997	平成9	本丸北壁石垣修復:発掘調査			第13地点(「年報」10)					
1998	平成10	本丸北壁石垣修復			第12地点(「年報」11)					
1999	平成11	本丸北壁石垣修復			第14地点(「年報」11)					
2000	平成12	本丸北壁石垣修復			第15地点(「年報」12)	第4地点				
2001	平成13	本丸北壁石垣修復	第1次:大広間跡 第2次:清水門跡石垣測量(第259集)		第11地点(「年報」13)	第4地点(「年報」13)				
2002	平成14	本丸北壁石垣修復	第3次:大番士土手など 第4次:異櫓跡 第5次:大広間跡(第264集)		第6地点(「年報」14)					
2003	平成15	本丸北壁石垣修復(第275・282・298・349集) 中門・清水門災害復旧	第6次:遺構分布調査(第271集) 第7次:大広間跡 第8次:登城路 第9次:広瀬川護岸石垣測量(第270集)		第16地点(「年報」15)					
2004	平成16	中門・清水門災害復旧	第10次:大広間跡 第11次:広瀬川護岸石垣他測量(第285集)		第17地点					
2005	平成17	中門・清水門災害復旧(第299集) 園路整備:登城路跡(第300集)	第12次:大広間跡 第13次:異門東堀跡(馬出堀) 第14次:広瀬川護岸石垣他測量(第297集)		第17地点(「年報」18)		地下鉄東西線:確認(第289集)	地下鉄東西線試掘(289集)	若林城跡4次(第292集)	
2006	平成18	公園整備:追廻地区確認(第350集)	第15次:大広間跡 第16次:異門東堀跡(第309集)				地下鉄東西線:確認(第302集)	地下鉄東西線:試掘(第302集) 地下鉄東西線:川内A(第312集)	若林城跡5次(第323集)	
2007	平成19	公園整備:追廻地区確認(第350集)	第17次:大広間跡 第18次:異門東堀跡 第19次:本丸北西石垣測量(第330集)				地下鉄東西線:亀岡トンネル開削部(第342集)	第10地点(「年報」24) 第11地点	地下鉄東西線:試掘(第316集)	若林城跡6・7次(306集)
2008	平成20	公園整備:追廻地区確認(第350集)	第20次:大広間跡 第21次:造酒屋敷跡 第22次:本丸北西石垣測量(第348集)				地下鉄東西線:川内駅部ほか(第386集)	第11・12地点(「調査報告」1)	地下鉄東西線:試掘(第384集) 公園整備:桜ヶ岡公園(第318集)	若林城跡8次(第377集)
2009	平成21	園路整備:登城路跡(第354集)	第23次:造酒屋敷跡 第24次:大広間跡 第25次:広瀬川護岸石垣測量(第374集)				地下鉄東西線:扇坂トンネル部(第402集)	第13地点(「調査報告」2)	地下鉄東西線:川内A(第402集)・川内B(第385集)・桜ヶ岡公園(第384集) 公園整備:桜ヶ岡公園(第355集)	若林城跡9次(第377集)
2010	平成22	公園整備:追廻地区確認	第26次:造酒屋敷跡(第395集)				地下鉄東西線:扇坂トンネル部(第402集) 雨水管整備(第356集)	第13地点(「調査報告」2)	地下鉄東西線:川内A(402集)	若林城跡10次
2011	平成23						地下鉄東西線:亀岡トンネル開削部(第401集)		地下鉄東西線:川内B(第401集) 公園整備:桜ヶ岡公園(第378集)	若林城跡11次(第383集)
2012	平成24	災害復旧:大手門北側石垣・中門・本丸北西(第451集) 公園整備:追廻地区(第444集)						第14地点		若林城跡12次
2013	平成25	災害復旧:本丸北西・西門(第451集) 公園整備:追廻地区(第444集)		通路整備:扇坂跡(第427集)	第18地点			第14・15地点		
2014	平成26	災害復旧:本丸北西・清水門(第451集) 公園整備:追廻地区(第444集)						第15地点 第16地点(「調査報告」5)	施設整備:川内C(第427集)	若林城跡13次
2015	平成27									
2016	平成28				第18地点(「調査報告」6)			第14・15地点		
2017	平成29							第14地点		若林城跡14次
2018	平成30								桜ヶ岡公園遺跡隣接地試掘	
2019	令和1									
2020	令和2									

※第〇集:仙台市文化財調査報告書 年報:東北大学埋蔵文化財調査年報 調査報告:東北大学埋蔵文化財調査室調査報告

※三の丸土塁の呼称は報告書刊行時のものを記載しています。

第4章 仙台城跡の本質的価値

本計画では、仙台城跡の本質的価値を実際の整備に向けた観点から5つとします。

これら5つの本質的価値は、大きく3つに整理することができます。1つ目は、日本有数の大大名だった伊達家の居城であり藩政を司る城郭としての歴史的価値。2つ目は、藩祖政宗が当地で育まれてきた従来の伝統を重んじながらも上方の新しい文化を取り入れ、後世へと継承された特色ある文化の原点としての文化的価値。そして3つ目は、近世から現在までの様々な土地利用の中で、仙台藩や杜の都仙台の象徴として護られ伝えられてきた城郭としての地域的価値です。

仙台城跡では、これらの価値が一体となり史跡としての本質的価値を構成しています。

- 1 良好に残る城郭全体の基本的形状と各遺構
- 2 時代の移り変わりを示す城郭構造
- 3 本丸北壁石垣の変遷と城内の石垣にみる変化
- 4 政宗らしさをうかがわせる特色ある遺構と遺物
- 5 杜の都仙台の象徴

史跡仙台城跡の本質的価値



1 良好に残る城郭全体の基本的形状と各遺構

仙台城跡は、明治維新後の火災や破却、戦災等により、藩政期の歴史的建造物がほぼ失われています。しかしながら、本丸、二の丸、東丸（三の丸）といった主要な曲輪や登城路などの城郭の基本形状に加え、石垣、土塁、堀跡、門跡などの遺構も良好に残っています。また、遺物も多く確認しています。

さらに、城内水利の供給源でもあった青葉山、天然の要害としての竜の口溪谷や広瀬川等の地形や自然環境は、仙台城跡の特性をより深めており、城の歴史的景観を形成する重要な要素となっています。

なお、城内には多くの未調査箇所があることから、今後の調査によって発見される遺構や遺物も史跡の本質的価値を構成する重要な要素となります。

■構成要素

曲輪／曲輪内の各遺構／石垣／土塁／堀跡／門跡／堀切／登城路／城郭の一部としての自然地形／出土遺物



図4-1 仙台城跡の基本的形状

2 時代の移り変わりを示す城郭構造

仙台城跡は、築城期における本丸が持つ山城的性格と、後に造営される二の丸が持つ平城的性格が併存する城郭構造に特徴があり、これは徳川政権の確立へ向かう政治情勢の過程を反映している点で重要です。

二の丸造営後、仙台城は藩政に関わる施設が飛躍的に充実し、藩の行政機構を整えていきます。敷地の拡張も経て完成した二の丸御殿は、大手門と一体となって近世城郭らしい風格ある威容を誇っていました。一方本丸は、政治の中心としての機能が二の丸に移った後も、公的儀式の場として大広間や城下を一望する懸造など

一部の建物が維持されました。その結果築城期の軍事的性格とは異なる機能をもった空間となり、二の丸とともに政宗以後の仙台城を特徴付けています。

■構成要素

主要曲輪／曲輪内の各遺構／登城路



図 4-2 大橋付近からみた明治初期の二の丸跡
(仙台市博物館所蔵に追記)

③ 本丸北壁石垣の変遷と城内の石垣にみる変化

本丸北壁石垣の解体修復に伴う発掘調査では、3時期にわたる石垣の変遷や内部構造を確認し、築城の様子を明らかにしました。ここで確認した石垣の変遷は、城内の随所に残る石垣の構築年代の検討や、地震災害からの復旧を表す遺構として重要です。

また、城内に残る石垣にも、石材の加工方法や積み方等に異なる特徴が認められます。これは、構築年代の差を示唆する一方で、主に大手道上での視覚的な演出や修復の履歴といった仙台城の歴史を直接的に反映しており、仙台城の理解を深める上で高い価値を有しています。

■構成要素

石垣（埋没石垣含む）



図 4-3 本丸北壁石垣で確認した3時期の石垣

④ 政宗らしさをうかがわせる特色ある遺構と遺物

初代仙台藩主である伊達政宗は、伝統を重んじつつ、新しい要素を組み入れることにより、政宗らしさともいえる特色のある文化を築き上げました。これまでの発掘調査でも、それらの文化を特徴づける遺構や遺物を確認しています。

本丸には大広間を中心とした桃山期の特色を受け継ぐ御殿群があり、本丸北壁石垣の調査でまとまって出土したヨーロッパ産ガラス器や金箔瓦を含む近世初期の遺物群は希少な資料です。一方、政宗の下屋敷があった東丸（三の丸）では、池や茶室の跡と共に高級茶器等を確認しています。また、酒造屋敷跡は、発掘調査により酒造りを裏付ける建物跡や遺物を確認しており、城内で酒造りが行われていたことを示す全国的にも極めて珍しい場所です。これらの特色ある遺構や遺物等は、政宗らしさをうかがわせる文化として高い価値を持っています。

■構成要素

本丸跡の遺構と遺物／東丸（三の丸）跡の遺構と遺物／造酒屋敷跡の遺構と遺物



図 4-4 遺構表示された本丸大広間

5 杜の都仙台の象徴

仙台北城跡は「仙台」発祥の地として、近世から現代に至るまで、地域とともに歴史を刻んできた杜の都仙台を象徴する史跡です。
(詳細は本計画 p19 2-2-(2) を参照)

近世は伊達家の居城が置かれる仙台藩政の拠点であり、近代以降は本丸跡が公園等として地域住民に活用され、二の丸跡は旧軍師団や大学として利用されました。現代では地域住民だけでなく、全国の人々が訪れる仙台の主要観光拠点となっています。本丸跡からの眺望は、来訪者に緑豊かな景観を深く印象付け、「杜の都」という呼称の普及に大きく貢献しました。

このような様々な土地利用の中で、藩政期より保護されてきた青葉山の豊かな自然は国指定天然記念物、仙台北城跡は国指定史跡となり、地域と行政が一体となってその価値を護り続けてきました。仙台北城跡のように国指定史跡の中に国指定天然記念物を含む城郭は全国的にも稀有であり、杜の都仙台の象徴としての価値をより高めています。

■構成要素

曲輪等の全体的地形／城郭の一部としての自然地形／天然記念物青葉山／水利システム／眺望



図 4-5 市街地からみた仙台北城跡

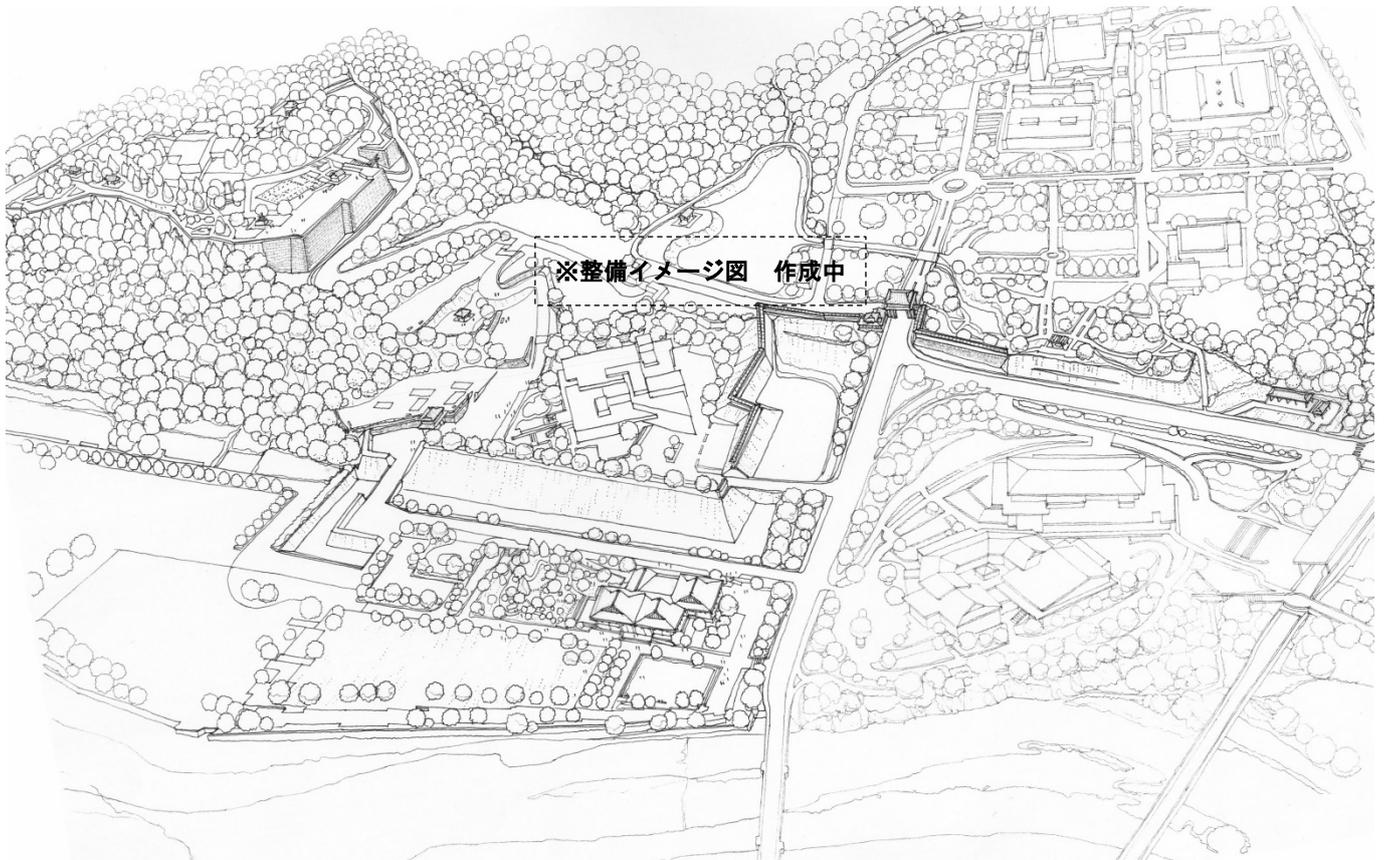


図 4-6 整備全体のイメージ図(本質的価値が顕在化された姿)

※現時点での整備イメージ図 今後変更の可能性あり

第5章 仙台城跡および広域関連整備の現状と課題

5-1 仙台城跡の現状と課題

仙台城跡の本質的価値を確実に保存し活用するためには、史跡の現状と課題を把握した上で適切な整備を図る必要があります。

下記表は、仙台城跡全体の現状と課題を保存と活用の観点から整理したものです。ここで記載する現状と課題は、本質的価値を含む史跡全体に関わるものです。それぞれの具体的な課題は7章(P51～60)にて記載します。

表 5-1 仙台城跡の現状と課題

	現状	課題
保存のための整備	仙台城跡の大部分の実態が未解明	○計画的かつ継続的な各種調査研究
	遺構保存・地形保全の環境整備が不十分	○史跡指定範囲の拡大 ○日常の維持管理 ○状態記録と変形等把握 ○遺構毀損の防止対策（史跡内車両通行管理等） ○修景
	自然災害・事故等への対策と周知機能の不足	○防災・防犯、事故防止と周知に配慮した整備
活用のための整備	来訪者の安全を守る取組が不十分	○危険箇所等の把握と周知 ○安全・安心を確保する整備
	史跡と自然環境が調和する景観・眺望の確保が不十分	○自然景観と調和する城郭らしい景観の確保 ○修景による城郭らしい景観と眺望の確保
	来訪者が史跡の価値を理解するための取組の不足、興味・関心を得るための活用の不足	○調査研究成果の積極的な公開と周知 ○来訪者が史跡の理解を深めるための整備 ○回遊を促す城内空間の整備 ○新しい史跡活用技術の導入 ○学びの機会の提供やイベントの実施
	支援を必要とする方や外国人観光客等を含めた様々な来訪者に対応した整備が不足	○バリアフリー、ユニバーサルデザイン等を意識した城内空間の整備

5-2 広域関連整備の現状と課題

仙台城跡を中心とした半径5～6kmの範囲には、経ヶ峯伊達家墓所や石切丁場推定地といった、仙台城跡に深い関わりをもつ歴史資産（以下「関連歴史資産」という。）がおよそ18箇所あります（第2章参照）。また、このうち陸奥国分寺薬師堂（国重要文化財）や大崎八幡宮（国宝）は、仙台城跡とともに日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の主要構成要素となっています。ここでは、これらを仙台城跡における広域関連整備の対象として、下記の通り現状と課題を整理します。なお、これらの関連歴史資産との連携については「7-9 関連歴史資産との連携に関する計画」P〇〇に記載します。

（1）関連歴史資産の周知にかかる現状と課題

- ①仙台城跡と関連歴史資産を巡るきっかけとなるストーリーや解説が不足しており、存在の周知と一体的な回遊が図られていない。そのためストーリー付や解説施設の設置およびその周知を徹底する必要がある。
- ②仙台城関連歴史資産に関する各種パンフレットは、関係機関や関係者等がそれぞれの視点で作成・配置しており、統一感や内容の一貫性が取れない場合がある。そのため、パンフレット作成等における周知状況や内容の共有、情報の補完による、各機関等との連携を図る必要がある。

（2）関連歴史資産を巡るコース等にかかる現状と課題

仙台観光国際協会や、隣県の自治体で構成される伊達な広域観光推進協議会等により、主要な関連歴史資産を巡るモデルコースが複数設定されているが、公共交通機関では来訪しにくい箇所もあり、複数の移動手段を利用した広域な関連歴史資産を巡るためのモデルコースが設定されていない。そのため、関連歴史資産を効果的に回遊するための広域なモデルコースを関係機関と連携して設定する必要がある。

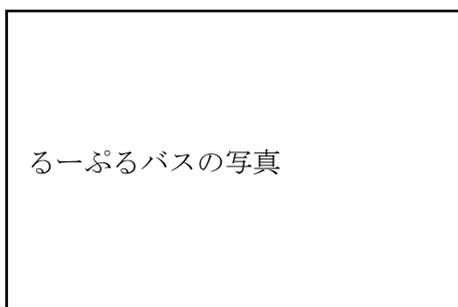


図 5-1 るーぷるバス

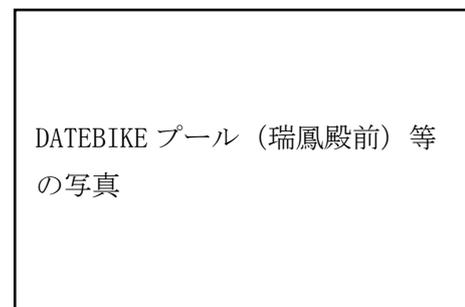


図 5-2 レンタサイクル

6-1 コンセプト

「仙台」発祥の地 仙台城跡を より城郭らしく 市民が誇りをもてる場所へ ～新たな杜の都にふさわしい歴史的眺望“政宗ビュー”の実現～

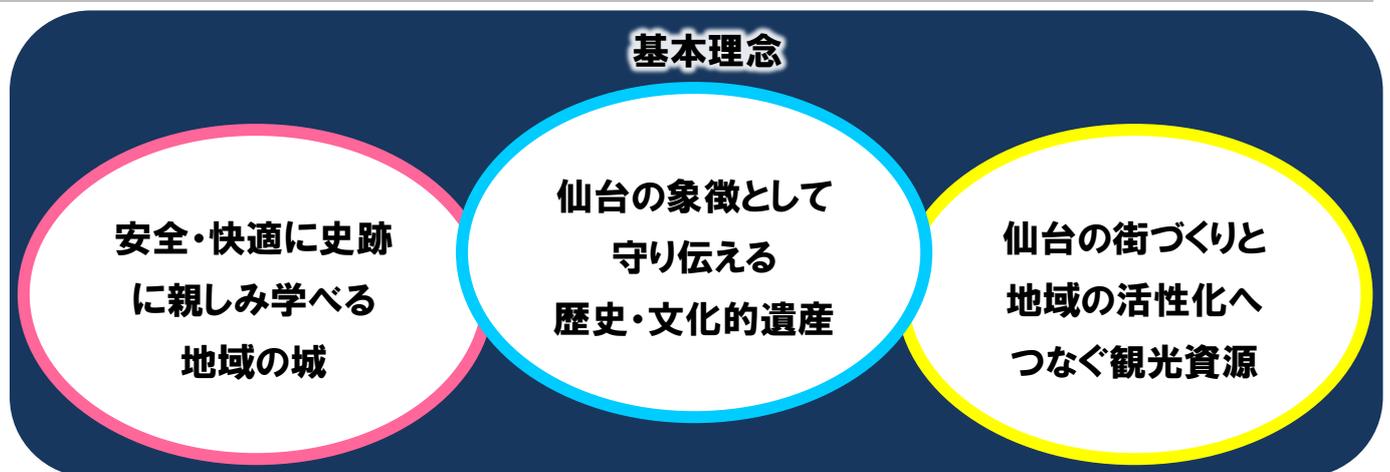
このコンセプトには、整備を通して実現を目指す仙台城跡の姿が示されています。

「仙台」とは中国唐代の漢詩にある「仙人が住む高台」を意味すると言われており、そこにはこの地の末永い繁栄を願う初代藩主伊達政宗の強い思いを感じ取ることができます。仙台城跡は、藩政期から受け継がれてきた仙台という地名の由来、いうなれば「仙台」発祥の地であり、今では国史跡として未来に継承すべき国民・市民の財産となっています。

また、仙台城本丸は、政宗が城下を見渡した場所であり、近代以降も緑に囲まれた市街地の眺めが来訪者に親しまれ、「杜の都」の呼称を広めることになった、杜の都を見守り続けてきた場所です。

本計画では、こうした歴史的意義を十分に踏まえ、市街地から望む自然環境と調和した城郭らしい姿と、歴史的な背景を踏まえた本丸からの眺望を“政宗ビュー”と称し、これを実現することにより、仙台城跡がより一層地域の誇りとなることを目指し、史跡の保存と活用のための整備を推進します。

6-2 基本理念



■ 仙台の象徴として守り伝える歴史・文化的遺産

- 仙台の歴史の原点、仙台の象徴として市民の誇りとなるよう史跡を整備することにより、仙台城跡が持つ本質的価値を適切に保存・活用し、次世代へと確実に継承します。
- 継続的な調査・研究を行い、仙台城跡の実態を解明し、調査成果に基づいた整備を行うことで、来訪者の理解・関心を深めます。

■ 安全・快適に史跡に親しみ学べる地域の城

- 様々な来訪者がより安全・快適に散策できる城内環境を実現します。
- 様々な来訪者が城内を回遊しながら史跡に親しみ、その歴史や価値を学べるような整備を行います。

■ 仙台の街づくりと地域の活性化へつなぐ観光資源

- 仙台の街づくりの中核事業として整備し活用を図ります。
- 地域活性化に資する観光資源として魅力ある整備を行い、多くの来訪を促します。

史跡仙台城跡の整備にあたっては、前節で述べた基本理念に基づき基本方針を下記の7つに定めます。

(1) 継続的な調査研究と維持管理による、遺構・遺物の保存と次世代への継承

継続的な調査研究の実施により、仙台城跡の実態解明に努めます。また、計画的かつ継続的な維持管理によって、仙台城跡における本質的価値の中核をなす遺構・遺物を恒久的に保存し、次世代へと継承します。

(2) 城郭らしい景観の顕在化および眺望の確保

城郭らしい景観とは、仙台城の本質的価値を構成する要素（第4章で前述）が顕在化され、来訪者がその価値を体感し、理解を深めることができる景観のことを指します。仙台城本来の地形や遺構の顕在化、歴史的建造物の再現により、一層城郭らしい景観を創出します。また、現状、城郭らしい景観と城郭内外からの眺望は、繁茂した植生によって阻害されています。そのため、「植生の調査と整備」（以下、修景(植生)という。）の検討を行い、城郭らしい景観の顕在化と眺望の確保を図ります。修景(植生)は関連部局との連携を図りつつ、青葉山の自然景観との調和に配慮した方法で行います。

(3) 安全・安心・快適な城内環境の実現

史跡内での防災・防犯施設の適切な整備、城内環境の日常的な点検等による状態把握を行い、危険性を含む箇所への周知と迅速な対応を徹底することで、安全性を確保し安心できる城内環境の実現を図ります。また、園路や便益施設、サイン施設等を整備し、来訪者にとって快適な城内環境の実現を目指します。

(4) 来訪者の回遊性向上

園路整備や便益・サイン施設の設置、見所の創出、イベントの実施等、来訪者の回遊性向上を図るため、適切な整備を実施します。また、仙台城跡の歴史を体感しながら理解を深めることができるモデルコースの設定と周知を図ります。さらに、ガイダンス施設や公園施設などを含む周辺施設や歴史資産と連携を図り、仙台市街地を含む史跡周辺との連続性のある回遊も促進します。

(5) 様々な来訪者への適切な対応

支援を必要とする方や外国人観光客など、仙台城跡を訪れる様々な方が仙台城跡の魅力を感じ、理解を深めることができるよう、多言語表示等のユニバーサルデザインと、バリアフリーの観点を考慮した整備を行います。

(6) 史跡情報の積極的公開・活用・広報

仙台城跡の魅力に触れ、理解を深めてもらえるよう、継続的な調査研究の成果を公開し、成果に基づいた活用を積極的に行います。また、興味・関心をより多く得られるように仙台城跡の魅力を積極的に広報します。

(7) 市民協働・地域との連携推進

仙台市民と仙台城跡の価値を共有し、地域との連携を密に図ることで「地域の城」としての認識を深め、仙台市のまちづくりに寄与します。また、イベントや学習機会の提供等、地域住民のニーズに合った活用を検討し、仙台市の主要観光拠点として市民協働で地域活性化を目指します。

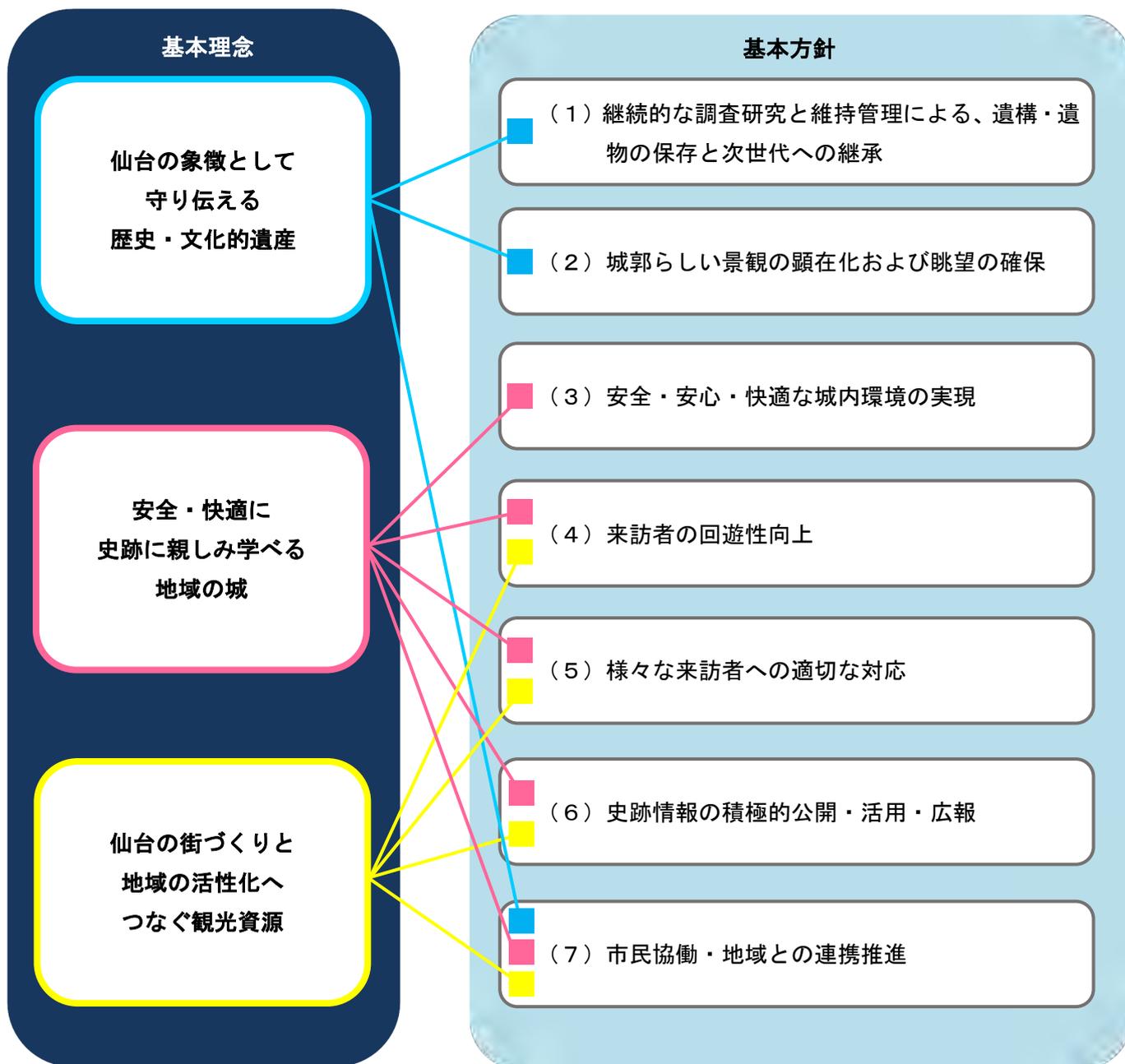


図 6-1 基本理念と基本方針の関係図

なお、本章で述べた基本方針と、第7章で述べる各整備の計画との関係は、下記のとおりです。

※整備の計画のうち「7-1 全体計画・地区区分計画」と「7-11 管理・運営に関する計画」は、整備全体に関わる内容のため、下記表には表していません。

基本方針	整備基本計画
<p>(1) 継続的な調査研究と維持管理による、遺構・遺物の保存と次世代への継承 発掘調査や史料調査の実施、き損や災害への対応</p>	<p>7-2 遺構保存 7-3 調査</p>
<p>(2) 城郭らしい景観の顕在化および眺望の確保 遺構の顕在化、修景(植生)、歴史的建造物の再現</p>	<p>7-4 修景 7-5 遺構表現 7-9 地形造成</p>
<p>(3) 安全・安心・快適な城内環境の実現 災害対応、石垣の動態観測の実施と更新、危険木への対応、雨水排水処理</p>	<p>7-4 修景 7-9 地形造成</p>
<p>(4) 来訪者の回遊性向上 各整備区域の拠点化、各回遊ルートの意味づけ、案内・サイン施設整備、ガイド活動</p>	<p>7-6 動線 7-7 案内・解説 7-8 便益</p>
<p>(5) 様々な来訪者への適切な対応 バリアフリー、ユニバーサルデザイン、多言語対応</p>	<p>7-7 案内・解説 7-8 便益</p>
<p>(6) 史跡情報の積極的公開・活用・広報 出前講座、見学会、イベント利用、ガイド活動、博物館や(仮称)公園センターとの連携、学校教育との連携</p>	<p>7-10 公開・活用</p>
<p>(7) 市民協働・地域との連携推進 史跡の保存・活用等における市民協働、学校教育との連携、関連歴史資産ネットワーク</p>	<p>7-10 公開・活用</p>